



Title	信用貨幣の生成原理に関する一考察
Author(s)	海, 大汎; Hae, Daebeom
Citation	経済學研究, 71(2), 123-156
Issue Date	2021-12-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/83664
Type	departmental bulletin paper
File Information	50_ES_71(2)_123.pdf



信用貨幣の生成原理に関する一考察

海 大 汎

はじめに

一般に、マルクス経済学原理論においては、貨幣商品を現物貨幣として同定する貨幣観が採用されている。貨幣商品は、交換性の定在であろうと保蔵性の定在であろうと、いずれもさしあたりは現物貨幣の個別の様態として扱われる。それゆえ、貨幣の貨幣性ないし一般的受領性は、貨幣体または貨幣体に貫かれているはずの本質的な何かと深く結び付けられて理解される傾向がある。これはいってみれば、即物的な貨幣選定論に他ならない。

ところが、貨幣の貨幣性・一般的受領性を、貨幣体から抽象する方法には疑問なしとしない。そこで本稿では、貨幣を現物貨幣と同一視する即物的な貨幣観を相対化しようと試みる。そうすることで、貨幣が現物貨幣そのものではなく、それらを含む上位の擬制概念であることを明確にし、信用貨幣が現物貨幣とともに貨幣商品の下位範疇として位置づけられることを、商品論の枠内において論じてみたい。

マルクス経済学原理論における価値形態論は、一般商品（相対的価値形態）と貨幣商品（等価形態）との間の対極的な関係を、単純な価値形態に投射し、そこから抽象度を高めることで、再び原点に遡るというような再帰的な論理構造を持っている。そこにおいて商品所有者は、貨幣所有者との対極的な価値関係の下において「すべて一様に金何円という価格」（宇野[1964]: 29頁）をつけることで、自商品の価値を客観化し、一般化する。これを価値表現とよぶ。

たとえば「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」というような価値表現の形態は、自商品の価値を他商品の使用価値に反照させる商品 X 側と、それにより、「 p 量の商品 X 」に対する直接的交換可能性—商品交換のイニシアチブ—を握る匿名の商品 Y 側との間の対極的な関係を表象する。このように、価値表現は、一方の立場を相対的価値形態として、また他方の立場を等価形態として措定し、これらの関係を量的かつ質的に高度化させることで、貨幣形態への道筋を切り開く。

ところで、従来の価値形態論では、多数の商品によって等価形態に置かれる特定商品はいかなる特質をもっているかといった、いわば即物的な貨幣選定論に重きが置かれる傾向がある。それゆえに、そこでは、多数の商品所有者から需要されるものの中で、素材的に優れている特定商品を抜擢していくような展開が見られる。だが、価値形態論が問うのは、相対的価値形態と等価形態の対極的な関係がいかにして客観化され一般化されるのかについての解明であって、貨幣的地位に就く特定商品またはその自然的属性はいかなるものなのかということではない。

要するに、価値形態論は、主観的で個別的な価値関係—単純な価値形態／拡大された価値形態—がいかにして客観的で一般的な価値関係—一般的価値形態／貨幣形態—として高度化されていくのかについての思考実験なのであって、そこで貨幣商品の素材や質料そのものは、さしあたり二義的なものにならざるをえない。価値形態論が解明すべきなのは、いってみれば、貨

幣商品の出現ではなく、貨幣生成の形式に基づく貨幣概念の成立である¹⁾。価値関係が表象するのはまさに、モノとしての貨幣ではなく、概念としての貨幣である。

そうであれば、貨幣概念の成立過程を解明することの意義はどこにあるのだろうか。それは、現物貨幣と信用貨幣の関係におけるこれまでの議論を再考することにある。私は以前、信用売買は原理的に、商品の仕入れと貨幣の支払いが共時的に行われる商品交換（現金売買）と同根の交換形式ということを論じたことがあるが²⁾、本稿では、商品論の枠内において信用貨幣をいかに位置づければよいのかを論じる。

オーソドックスな観点からすれば、信用貨幣は、信用売買において現出する買い手（借り手）の支払約束として、貨幣形態の成立によってはじめて生成されるものであり、現物貨幣の出現を遅延させる債務証券ないし貨幣請求権ではあっても、貨幣商品ではない。それゆえに、その生成原理は、商品論の理論的課題にはならない。

ところが、現物貨幣を本物の貨幣とし、信用貨幣をその代理物とみなす貨幣規定は、価値形態論を、即物的な貨幣選定論として捉えるときには当てはまるかもしれないが、貨幣生成の形式を通じて貨幣概念の成立を解明するメタ理論として捉える場合には、整合性を保つことが難しい。

もちろん、そうだからといって、信用貨幣を、債務履行請求権として措定する原理論の概念規定自体を否定するつもりはない。だが、信用貨幣が債務履行請求権であるということと、だから信用貨幣は貨幣商品ではないということが、果たして同次元の議論といえるだろうか。

貨幣商品を、貨幣的地位に就く特定商品として措定するならば、信用貨幣は、債務履行請求

権にすぎないため貨幣商品にはならない。しかし他方で、貨幣商品を、すべての商品を相対的価値形態に立たせる一つの形式—詳しくは後述するが、本稿ではこれを貨幣形式と呼んでいる—として捉え直す場合、信用貨幣だけでなく、現物貨幣さえも貨幣商品の下位範疇になる。この場合、現物貨幣と信用貨幣を包括できる原理論的根拠はどこにあるのかということが課題となる。

近年、原理論研究では、従来の原理論体系における現物貨幣と信用貨幣の関係を相対化する試みがなされている。なかんずく、両者の生成原理に関する小幡道昭の立論は、商品価値の表現方式に基づいて価値形態論を捉え返し、原理論体系における金属貨幣—本稿ではこれを現物貨幣と呼んでいるが、厳密に言えば、金属貨幣は現物貨幣の一つの個別態と思うが、小幡の議論を取り上げる際には金属貨幣という語を使う—と信用貨幣の位置づけそのものを再規定したものと評価されている。

ここでは、第一に、信用貨幣の生成原理は、金属貨幣のそれと同様に価値形態論の内部論理で解けるものとし、第二に、不換銀行券は、兌換銀行券とともに信用貨幣の個別態として位置づけられるとされている。その意味で、小幡の立論は、従来の価値形態論にまつわる即物的貨幣観を相対化しつつ、現代資本主義の貨幣現象についての原理論的な手がかりを与えるものといえよう。

しかしながら同時に、そこで提示されている信用貨幣の生成原理とその概念規定については疑問なしとしない。詳しくは本文に譲るが、ここでは不換銀行券の概念規定が、信用貨幣の生成原理と齟齬をきたしているようにみえる。その根因は、端的に言えば、価値形態論における貨幣商品—現物貨幣または信用貨幣—の分岐構造をいかに基礎づけるかという問題に深く関わっていると思われる。

以上の問題関心に基づき、本稿では、価値形態論を貨幣商品のメタ構造として捉え直し、貨

1) 今村 [1994]: 23 頁・219 頁。

2) 海 [2019]・海 [2020]。

幣商品の分岐構造に基づいて信用貨幣の生成原理を解明するとともに、現代資本主義の貨幣現象における原理論的観点を示唆しようとする。

第1節では、小幡道昭の論稿『価値論批判』第2章「貨幣の多態性」(2013)の内容を概括し、そこから検討すべき論点を取り上げる。第2節では、金属貨幣と信用貨幣との萌芽形態の抽象に関する「貨幣の多態性」の方法論的根拠およびその限界を分析する。

これを踏まえて、第3節と第4節では、マルクス価値形態論の論理展開に沿って貨幣商品の分岐構造とその成立メカニズムを明らかにする。まず第3節では、商品世界の社会的慣習と一般的価値形態との関係に焦点を当てて考察し、また第4節では、一般的価値形態から貨幣形態への移行における貨幣商品と貨幣概念の共生過程に立ち入って論じることで、現物貨幣と信用貨幣が先後関係ではなく、並列関係にあることを解明する。

第5節では、第1・2節と第3・4節の議論をまとめながら、原理論的見地に立って兌換銀行券と不換銀行券の貨幣性について論じる。最後に、以上の検討を踏まえ、商品流通(市場)からみた信用売買(信用価格)の存立根拠について述べることにする。

第1節 金属貨幣と信用貨幣

信用貨幣の生成にあたって、宇野学派の原理論研究は概ね、「本来の紙幣が流通手段としての貨幣の機能から生ずるように、信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能にその自然発生的な根源をもっているのである」(Marx [1890]: S.141)というマルクスの方法論的展開を受け継いできたといえる。

それによれば、「支払手段としての貨幣の機能」は、「信用貨幣」の「自然発生的な根源」をなす。それゆえ、信用貨幣の出現は原理的に、貨幣形態の成立を所与の前提としており、またそれによればはじめて売り手と買い手との

間の信用関係(債権債務関係)が形づくられることになる。その結果、信用貨幣の生成原理に関する議論は、商品論の守備範囲を超えるものとなる。

しかし他方で、近年の原理論研究においては、信用貨幣の生成原理を根拠づける従来の理論体系を相対化しようとする試みがなされている。特にここで注目したいのは、小幡道昭の論稿『価値論批判』第2章「貨幣の多態性」(2013)の議論である。まずその内容を概略的に検討してみよう。

「貨幣の多態性」の「はじめに」(55-59頁、以下省略)では、小幡は「金属貨幣は信用貨幣に先行する」とする従来の議論を「二段階説」として規定し、それに対して「変容論的なアプローチ」に基づいた「並列説」を打ち出そうとしている。

それによれば、「信用貨幣」は、「金属貨幣→信用貨幣という二段階」からではなく、「商品価値という幹から」、「金属貨幣」とともに「直接分枝する」ものに他ならない。すなわち、ここでは、「信用貨幣」と「金属貨幣」のいずれもが「価値形態」の展開から生み出される「貨幣商品」の個別の様態として措定されている。

そこで小幡はこの自説を論証するために、第1節から第3節冒頭にかけて『資本論』の貨幣論(流通手段論→支払手段論→価値尺度論)を批判的に吟味し、そこから「さらに遡って、価値形態論の次元で商品と貨幣の関係をもう一度捉え返し、商品の価値が貨幣商品で表示されるという事態のうちに、いわば値札の裏に、信用貨幣の萌芽が^{しる}されていることを明らかにする」形で議論を進めるという。

まず、第1節「流通手段と信用貨幣」(60-75頁、以下省略)では、小幡は『資本論』の「流通手段論」を検討の対象とし、「信用貨幣」の「本質」が「実現問題」ではなく「代理問題」とされてきた根因を分析する。そこで小幡は、マルクスの「流通手段論」では「国家紙幣と信用貨幣の分離論」が試みられつつも、「買った

めに売る」という「媒介説的な観点」に基づいた「市場観」に偏ってしまっているということを指摘する。その結果、「実現論的視点の焦点の浮遊」が生じてしまい、「信用貨幣の考察」が「流通手段論」から切り離され、「支払手段論」の課題となってしまったと論じる。

要するに小幡によれば、マルクスの「流通手段論」では、「媒介説的な観点」と対比される「売なければ買えない場と捉える実現説的な観点」が浮き彫りされておらず、結局のところ「金貨幣と商品との授受が同時に履行される現金取引だけを唯一の方式とする」ととどまっているという。

これに対して小幡は、「生産の無政府性に還元できない、市場に固有の無規律性」に着目し、「価値実現」には「不確定な期間がかかる」ということを踏まえて、「一般には特定の商品を買うという目的がなくても、商品は売られる」がゆえに、「買うために売るという連鎖が一義的に市場を支配しているわけではない」という結論を導き出している。

続く第2節「支払手段と信用貨幣」(75-84頁、以下省略)では、「支払手段論」に先送りされた「信用貨幣の考察」の内容に対する検討が行われている。そこで小幡は、「信用で商品が買われている」ということを取り上げながら、「信用貨幣の核心は、紙製の『債務証券』があたかも貨幣のように流通するということにあるわけではない」ことを強調する。すなわち、「信用貨幣」の存立根拠は、「貨幣」の代理機能からではなく、「商品流通」そのものに起因するという。

だがそれに反して、マルクスの「支払手段論」では「信用貨幣」は、単に「債権・債務関係一般」を「〈清算〉する手段」としての貨幣機能と結びつけて理解されるにとどまっており、「信用売買」もやはり「商品流通の内部から発生する関係」にはなっていない。マルクスにおいては、「商品流通の根底をなす価値の実現問題が信用関係から切り離される結果」、「支

払手段の前提となる債権・債務関係の発生は、商品売買に密着した信用関係として市場の構造が自ら生み出す面をもつこと」が明らかになっておらず、機能論的な説明にとどまってしまったと小幡はいう。

小幡によれば、「実現問題を内包する市場そのものの構造は、現金売買だけではなく、信用売買を生み出す契機を内包している」のであり、その「契機」を析出するためには「価値実現と価値尺度」、さらには「商品の価値形態と〈貨幣なるもの〉との関係」についての考察が必要であるという。

最後の第3節「商品価値と信用貨幣」(84-102頁、以下省略)では、小幡は第1節・第2節の考察を踏まえて、「価値尺度論」と「価値形態論」を批判的に検討し、「貨幣現象の歴史的多様性」について論じている。

それによれば、「商品価値の大きさを〈はかる〉という行為自体は、一方的な価値表現だけですむわけではなく、価値実現という契機が加わってはじめて完了する」。その意味からいえば、「信用売買は、買うために売るという過程の変形として、流通手段論の次元ではじめて問題になるだけではない」。というのは、「買うために売るという制約関係が避けられない市場構造のもとでは、信用売買は価値尺度機能にとって、外面的で余計な要素を付け加えるものではなく、むしろ不可欠な条件となる」からである。

さらに進んで、小幡は、「価値尺度論」領域における「価値実現」の議論にとどまらず、より根本的な「価値形態論」領域における「価値表現」の議論にまで遡って「信用貨幣」の生成原理を究明しようと試みる。そこでは、三人の商品所有者の間の「三角取引」に対する「解説」を通じて、「金属貨幣と信用貨幣の分岐」の「抽象的なかたち」を引き出すことで、「価値形態の展開はまた、信用貨幣の生成と表裏の関係性をなすことになる」と論じられる。

最後に、以上の原理論的考察から、小幡は

「銀行資産に占める国債」は「国家に対する債権を基礎にしている」という点、また「その基礎が揺らげば」、それ自身の「価値もまた危くなる」という点に基づいて、「不換銀行券」を「信用貨幣」の一種として位置づけることができる」と結論づけている。

以上は、「貨幣の多態性」の内容を概括したものであるが³⁾、そこでは、概ね次のような三つの課題に対する解明が試みられているように思われる。まず、第一の課題は、「実現問題を内包する市場そのものの構造」の解明であり、第二の課題は、「信用貨幣の本源」の解明である。そして最後に、第三の課題は、「現代の不換銀行券」の存立根拠に対する原理論的解明（論証）である。小幡は、これらの課題を明らかにするため、従来の「二段階説」を退けながら、「金属貨幣」と「信用貨幣」を各々「貨幣商品」の個別態として措定する「並列説」を打ち出したのである。

ところで、小幡の立論においては、次のような問題を抱えているように思われる。すなわち、価値実現の担い手としての「信用貨幣」は、一方では「実現問題を内包する市場そのものの構造」と結びついており、他方では「価値形態論」次元で抽象され根拠づけられている。しかしながら同時に、そこから引き出される「不換銀行券」を「信用貨幣」の個別態として位置づける方式は、「現実の不換銀行券」の概念規定と齟齬するのではないかということである。というのは、「信用貨幣」は、「商品売買に密着した信用関係」＝「債権・債務関係」を形成する価値実現の担い手として措定されるのに対して、「現実の不換銀行券」の概念規定にあたっては、事実上そのような「信用関係」が見当たらないからである。

こうした食い違いはなぜ発生するのだろうか。その根因は、端的に言えば、「商品売買に

密着した信用関係」における信用概念と、通貨制度下の発行メカニズムにおける信用概念とがある。すなわち、前者の意味では、信用貨幣は債務額の形で貨幣の価値を体現するものとして形づくられるのに対して、後者では主に、発行主体や方式、制度などのテクニカルな問題が扱われるのであって、それが「商品売買に密着した信用関係」を表象しているかどうかはさしあたり問題ではない。

にもかかわらず、「並列説」における「信用貨幣」は、両方の意味をすべて包括するものとされている。それゆえに、一方では「兌換銀行券」が「債権・債務関係」を形成する因子として、他方では「不換銀行券」が国家信用および通貨制度をバックにして発行されるものとして位置づけられながらも、後者は、前者と同格の「信用貨幣」として措定されることになる。

だが、相異なる二種類の「銀行券」を「信用貨幣」という一つのカテゴリーに組み込んでよいのかどうかについては疑問なしとしない。次節では、本節の問題提起を踏まえて、「貨幣の多態性」における「信用貨幣」の概念規定と「不換銀行券」の概念規定との間の整合性問題について立ち入って検討することにする。

第2節 信用貨幣の萌芽形態

本節では、価値形態論の論理構造から信用貨幣の生成原理を引き出している「貨幣の多態性」の方法論的展開に焦点を当てながら、不換銀行券を兌換銀行券と同格の信用貨幣として分類する「貨幣の多態性」の論拠とその限界について考えてみたい。

まず、信用の概念規定に関する小幡 [2013] の議論から検討してみよう。

「金属貨幣と信用貨幣とが、同じ商品価値の概念から並列に分岐する関係にあるとすれば、不換・兌換の区別は信用貨幣としての銀行券に亀裂をもたらすような決

3) 一層詳細な解説については、泉 [2012] を参照されたい。

定的な契機ではないことになる。兌換・不換は信用貨幣としての銀行券を特徴づける下位の区分として、機能的な相違を明確にすればよいことになる。」(99頁)

これによれば、発行メカニズムとしての「信用」こそが「信用貨幣としての銀行券」を規定する「決定的な契機」であって、「銀行券」自体が直ちに貨幣の価値と結びついているかどうかは「下位の区分」にすぎない。それゆえ当然、「不換・兌換の区別」は、「信用貨幣」の概念規定にあたって二義的な問題になるということである。

とはいえ、こうした想定に即して、「兌換・不換」の「銀行券」を「信用貨幣」として位置づけるのであれば、「貨幣の多態性」の第一の課題（市場の構造の解明）にあたって、少なくとも買い手（借り手）側の債務履行がなされない方式（不換券方式）を論証する必要があるはずであるが、そこでは「信用貨幣」は、「商品売買に密着した信用関係」＝「債権・債務関係」を形づくる因子、いってみれば、兌換券として機能しているだけである。

さらにいえば、第二の課題（信用貨幣の本源の解明）においても、「兌換・不換」を「信用貨幣」の「下位の区分」としているかどうかは必ずしも明瞭ではない。たとえば、小幡は、三人の商品所有者の間の「三角取引」の例から次のような結論を導き出している。

「(1) 茶 10 ポンドという商品体の授受を通じてリンネル所有者が上着を手に入れる交換は金属貨幣に繋がってゆくのに対して、(2) 茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』を媒介に上着を手に入れる取引は信用貨幣へ通じてゆく。同じ一つの『リンネル 20 エレ＝茶 10 ポンド』という価値表現は、これら二つの萌芽を抽象的なかたちで宿している。」(93頁)

ここでは、「茶」が「金属貨幣」の「萌芽」として、また「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」が「信用貨幣」の「萌芽」として

捉えられていることがわかる。とはいえ、後者が三人の商品所有者の商品価値を実現させるものとして機能できるのは、「茶 10 ポンド」への「兌換」を前提としてそうなるのであって、そこから「不換」を示唆する「方式」は見当たらない。

もちろん、「不換・兌換の区別は信用貨幣としての銀行券に亀裂をもたらすような決定的な契機ではない」とする限りにおいて、「リンネル所有者」が茶所有者をして「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」を発行させることから「信用貨幣の萌芽が顔を覗かせる」(92頁)といえなくもない。というのも、「兌換・不換」は、「銀行券」における「下位の区分」に関わる問題であって、「金属貨幣」か「信用貨幣」かといった「貨幣商品」自体の下位範疇に関わる問題ではないからである。したがって結局は、商品論・価値形態論の枠内において「不換・兌換の区別」は、さしあたり問われていないことになる。

これについて、泉 [2012] : 39-40 頁は、「ここでは明示的に、『信用貨幣』という用語が、〈兌換券方式〉と〈不換券方式〉との両方式を含む概念として用いられている」が、「そこから導き出せるのは、あくまでも〈兌換券方式〉のみであろう」と指摘している。すなわち、「小幡が指摘されるように、マルクスの価値形態論の枠組みからは、等価形態におかれる商品体そのものが商品流通を媒介する〈現物方式〉の筋が一つ。そして、等価形態におかれる商品体の給付を約束する債務証書によって商品流通が媒介される、〈兌換券方式〉の筋を等位に導くことができる」。しかしながら、「少なくとも説明されている限りでの双対性命題には、不換銀行券を、信用貨幣として規定しなければならない積極的な論理が示されているとは思われない」ということである。

ここで、泉が取り上げている「現物方式」と「兌換券方式」とは各々、小幡のいう「現金売買」と「信用売買」とに当てはまる。とはい

え、小幡の議論では、「不換銀行券」が「信用貨幣」の下位概念として位置づけられるのに対して、泉の議論では、「不換銀行券」がどの「方式」にも当てはまらないもの、つまり「不換券方式」自体が「信用貨幣」の「論理」の枠組みからはみ出るものとされる。結果的に「貨幣の多態性」では、「不換券方式」に当てはまる交換媒体は見当たらないということになる。

そうだとすれば、ここでは「三角取引」の「茶・債務」を、さしあたりは「兌換券方式」の交換媒体として捉えることができる。もちろん、「茶・債務」が「不換券方式」の交換媒体でないからといって、それが「信用貨幣」の「萌芽」として捉えられない理由にはならない。それゆえここでは、もう一歩踏み込んで次のような疑問を提起してみたい。それは、「茶・債務」は何を根拠として「信用貨幣」の「萌芽」として位置づけられるのかということである。

確かに、「茶・債務」は、「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」であり、「茶 10 ポンド」を求める「上着」側との交換にあたって純粋な商品交換の媒介手段として働いている。ゆえにこの過程において、「茶」商品自体の直接的消費対象性は、「リンネル所有者」にとっては意味をなさない。

小幡は、「上着 1 着」を直ちに獲得できる、「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」の直接的交換可能性から「信用貨幣」の「顔」を発見する。要するに、「茶・債務」が「信用貨幣」の「萌芽」とされるのは、「兌換」か「不換」かといった「証書」自体の仕組みではなく、それが「商品売買」において「価値実現」を可能にする因子として働いているかどうかによるのである。その意味からいえば、「茶・債務」は、留保的であるが、「信用貨幣」の「萌芽」といってよいであろう。

ところで、「リンネル 20 エレ」に対する直接的交換可能性を体現している「茶・債務」から貨幣性を引き出すことができるとすれば、たとえば、「リンネル 20 エレ = 上着 1 着」（小幡

[2013] : 93 頁) というような「価値表現」の形態においても、「貨幣商品」の「萌芽」を読み取ることができるのではないか。というのは、上着所有者にとって「上着 1 着」は、いわば交換媒体になりきったものにすぎず、その直接的消費対象性もまた意味をなさないからである。「上着 1 着」であろうと、「上着 1 着」を一定期間後に「引き渡すという『債務証書』」であろうと、いずれも「リンネル 20 エレ」に対する直接的交換可能性を有しており、その限りで「上着 1 着」は「貨幣商品」の「萌芽」といえなくもない⁴⁾。

4) こうした観点から横山 [2006] は、「特に一般的等価形態になる商品は、みずからのイニシアチブで他のあらゆる商品との交換が可能であり、またそれによって所有者の欲望を満たすことができる。こうした意味において、一般的等価形態とは、商品の本性を十分に発揮できる形態である」(77 頁) としつつ、「実際にすべての商品が貨幣であることはありえないが、商品は他の商品に対する直接的交換可能性を求めるという本性において、『商品は貨幣である』と言えるのではないだろうか」(78 頁) と述べている。要するに、「商品」は、「貨幣」と同様に「他の商品に対する直接的交換可能性を求めるという本性」を有するということである。ただしそれは、特定段階における「商品」の一側面を一般化したものといわなければならない。というのは、「商品」の「他の商品に対する直接的交換可能性」は、第Ⅱ形態から第Ⅲ形態への移行を分岐点として相容れない様相を帯びるようになるからである。すなわち、それは一般に、価値形態の対極性が固定化・固着化されていない状態の下において等価商品に与えられるものにすぎず、ゆえに価値形態の固定化・固着化されている状態の下における「一般的等価形態になる商品」のそれとは似て非なるものである。とくに後者の場合、「一般的等価形態になる商品」を除いた「すべての商品」は、「他の商品に対する直接的交換可能性を求めるという本性」を喪失することで、単なる一般商品の地位に追いやられるのであって、自らの「本性を十分に発揮できる」チャンスさえ得られなくなる。したがって、『商品は貨幣である』と言える」というのは、あくまでも「一般的等価形態 [または貨幣形態 : 引用者] になる商品」に限るものであって、「すべ

だが、「三角取引」の展開—いわば間接交換—では、「リンネル 20 エレ=上着 1 着」から迂回し、「リンネル 20 エレ=茶 10 ポンド」への展開が行われる段階に至ってはじめて「金属貨幣」と「信用貨幣」の「萌芽」が、「茶」と「茶・債務」の「かたち」で現出することになる。それゆえ小幡においては、前者の等価形態に置かれる「上着 1 着」の貨幣性は、依然として未分化のままであると解かれる。

では「上着 1 着」の貨幣性が未分化の状態にあるとみなされるのは何故か。そこでは、上着所有者は、「リンネル所有者」の「価値表現」によってすでに「リンネル 20 エレ」に対する直接的交換可能性を付与されている。また、実際に上着所有者がそれを行使用するかどうかは別問題である。

これについて、小幡は、「リンネル 20 エレ=茶 10 ポンド」は「リンネル所有者が上衣所有者の価値表現に倣って、直接的な欲求から切り離された商品を等価物として表現される段階」(93 頁)においてであり、またそれゆえにこそ、「この発展のうちには、金属貨幣と信用貨幣の分岐も、抽象的なかたちではあるが見てとれる」(同上)と説いている。

要するに、「金属貨幣と信用貨幣」の「分岐」は、「直接的な欲求から切り離された商品を等価物として表現される段階」において行われるのであって、「リンネル所有者」の「直接的な欲求」の対象とされる「上着 1 着」の直接的交換可能性は「茶 10 ポンド」のそれとは相容れないということである。したがって、単純な価値形態「リンネル 20 エレ=上着 1 着」ではなく、拡大された価値形態「リンネル 20 エレ=茶 10 ポンド」においてはじめて、「茶 10 ポンド」をもってする「現金売買」とともに、「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』を

もってする「信用売買」が可能態として含まれることになる。

もちろん、「現金売買」の形式をとるか、または「信用売買」の形式をとるかは、両方の商品所有者間の交渉と合意によって決まる。そこで、「リンネル所有者」が「茶 10 ポンド」を要請した場合、茶所有者の立場において現物の「茶 10 ポンド」を譲渡した方がよいか、「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」を譲渡した方がよいか、あるいは一部を現物の「茶何ポンド」とし、残りをその「債務証書」とするか、その応じ方は様々である。このように、両者は、各自の事情を鑑みながら、商品の譲渡方式を適宜決めるのであって、それらの契機を表象しているだけの「価値表現」の形態からいずれかの交換方式を特定することはできない。

その限りで、簡単な価値形態「リンネル 20 エレ=上着 1 着」においては、「これら二つの萌芽を抽象的なかたちで宿している」と捉えることはできない。それゆえに、「並列説」において「金属貨幣と信用貨幣の分岐」は、拡大された価値形態の成立に至ってはじめて生ずる現象とされることになる。

ここまでの議論を踏まえると、暫定的であるが、次のような命題が得られる。すなわち、「リンネル所有者」の「価値表現」の形態—「リンネル 20 エレ=茶 10 ポンド」—は、「金属貨幣と信用貨幣」、「これら二つの萌芽を抽象的なかたちで宿している」ということである。そこで、「茶・債務」は「茶 10 ポンド」の価値を体現するものとして、現物の「茶 10 ポンド」とともに「貨幣商品」の「萌芽」として位置づけられることになる。

ところが、真の問題はむしろ次の点にある。それは、「茶 10 ポンド」の価値を体現している「茶・債務」を直ちに「信用貨幣」の「萌芽」として捉えてよいのか、もしそうであれば、その論拠は何かということである。

江原 [2018] は、「三角取引」の「茶・債務」=「信用貨幣」の「萌芽」として捉える小幡の

ての商品」に当てはまるものではないといわざるをえない。これについては本稿の第 3 節と第 4 節で詳しく述べることにする。

議論に対して、次のような異論を述べている。

「このような単一種の商品に裏づけられた債務が信用貨幣の萌芽だとは考えない。信用貨幣は、その発行主体の保有資産価値全体をバックに流通するのであり、その中の特定の資産に紐づけられていないことを特徴としている。それに対してこの“茶債務”は、信用関係を通じて価値を取り出した証券であるのは確かだが、この信用貨幣の特徴を抽象的にも体现しているとは言えず、あくまでその価値は茶という特定物品に根ざしている。」／「この段階では“茶債務”『でも』構わないということにしかならず、現物の茶を直接取引する場合に対するメリットやデメリットが理論的に検討できない。そのため『金属貨幣と信用貨幣の分岐』の契機も、明らかにされているとは言えない。」(注 11 | 65-66 頁)

江原はここで、「茶債務」自体は「茶」という「単一種の商品 [= 特定の資産 : 引用者] に裏づけられた」ものという点に注目している。小幡は「商品売買」において「価値実現」を可能にするものとして機能できるかどうかを「信用貨幣」の存立根拠として捉えているのに対して、江原はそれが何によって「発行」されるか、つまり「売買」以前の発行メカニズムを問題にしている。

すなわち、前者が「債務証券」の直接的交換可能性から「信用貨幣」の「萌芽」を発見するのであれば、後者は「信用貨幣」の「発行」の根拠および条件を問うているのであり、それを踏まえて「発行主体の保有資産価値全体をバックに」していない「茶債務」などといったものは、「信用貨幣」にはならないということである。

このように、両者は、「債務証券」を「信用貨幣」として規定する際の論拠を異にしていることが見てとれる。確かに「信用貨幣」は、「発行主体の保有資産価値全体」を踏まえてこそ、その「価値」の安定性を保つことができるし、またそこから「流通」の根拠を獲得しうる

ことになる。というのも、「保有資産価値」は、「発行」された「債務証券」に対する「信用」と直ちに連動しているからである。

それに対して、「茶債務」は、「現物の茶」の処分・譲渡を指示すること以外の機能を果たさない。それゆえ、その「価値」は単に、「現物」の「茶 10 ポンド」と結びついているだけでそれ以外の部分—たとえば、茶所有者が 100 ポンドの「茶」を保有する場合、残りの 90 ポンドの「茶」—はそれに関与しない。この場合、価値表現の形態「リンネル 20 エレ = 茶 10 ポンド」にあたって、茶所有者は「現物の茶」を引き渡すとしても、また「茶債務」を発行するとしても、それら自体の質的相違はないがゆえに、結局のところ『「金属貨幣と信用貨幣の分岐」の契機も、明らかにされているとは言えない』。

ところが、『「リンネル 20 エレ = 茶 10 ポンド」』という価値表現の形態から「信用売買」を抽象する際に、「茶 10 ポンド」は原理的に、現在保有しているものではなく、将来に引き渡すべきもの、つまり債務額を意味すると考えなければならない。というのは、それ自体が信用(債務)で商品を買う方式だからである。極端に言えば、買い手は現時点で、茶 1 ポンドさえも保有していなくとも差し支えない。もちろん、その場合「発行主体の保有資産価値」はゼロとなるであろう。

しかしだからといって、両者の間に信用関係(債権債務関係)が成立できないのかといえ、必ずしもそうではない。買い手は、何を発行根拠とするのかを決めた上で、あるいは発行条件を満たした上で「債務証券」を発行するのではなく、将来に「茶 10 ポンド」をリンネル所有者に返済できる／できないというような自分の支払能力を考慮に入れてからそれを行う。したがって、買い手が現時点で「特定の資産」をいくら保有しているのかは、「信用売買」の成立においても、また「債務証券」の発行においても問題にならないといわなければならない。

そうだとすれば、「茶債務」が「信用貨幣」の「萌芽」ではないとする際の根拠は、「茶債務」と「信用貨幣」が各々それ自身の根拠を異にしているということしかないといわざるをえない。いいかえれば、「茶債務」は、信用関係を成り立たせるという点で「債務証書」といえるが、「信用貨幣」の「萌芽」として捉えることはできないということである。なぜなら、それは、茶所有者をして「茶 10 ポンド」を処分・譲渡させること以外にはいかなる機能も果たさないからである。このことは、茶商品が多数の商品所有者から需要されるものになった場合においても事情は変わらない。

簡単な例をあげてみよう。たとえば、特定の飲み物の所有者がいて、多数の商品所有者は、その飲み物を欲しがっているとしてみよう。そこで、飲み物の所有者は、販売過程の便宜のために自動販売機を設置し、その機械でしか使えないコイン—飲み物の所有者の債務の現物形態—を発券したとする。この場合、飲み物の所有者は、発券した多量のコインを、随時自分の需要品を獲得するための流通手段として用いることができる。もちろん、そのコインは、飲み物の流通に限る交換媒体であり、それ以外の機能はない。

他方において、多数の商品所有者は最初は、飲み物を手にするために自分の商品を譲り渡すことで、コインの獲得を求めていたが、今度は他の需要品を手にするためにもそのコインを用いることができるようになる。それにとどまらず、ひいては、将来の交換のために自分の商品をコインに取り替え、手元に貯め込もうとするかもしれない。とすれば、コインは、徐々にではあるが、飲み物の所有者に飲み物を処分・譲渡させる一種の商品引換券にとどまらず、それ以外の商品の所有主体（私的所有権）の変更（移転）をも可能にする一般的な流通手段としての地位に就くことになろう。

ところで、何らかの理由によって、私的欲望の集団的なシンボルとしての飲み物の地位を他

の商品に譲らざるをえないことになると、自分の商品を積極的にコインと取り替えておいた商品所有者から順に損失を被ることになると推察できる。なぜなら、コイン自体のもつ購買力は、飲み物に対する社会的需要と連動しているからである。個別商品所有者としては、自身の商品の価値を比較的長期間にわたって保蔵しようとする目論見は立てられなくなり、自身の商品の価値を予めコイン体に移転しておいた行為は徒労に終わる。したがって、この種のコインは、いわば投資や投機の対象にはなりえても、一般的等価物になるとは必ずしも限らない。

このように、商品世界においてコインが飲み物の所有者の債務の現物形態それ以上の意味を承認され難いのは、表面的には、それ自体が直接的消費対象としての特定商品を譲渡してもらうための商品引換券にすぎないという事実に起因するといえる。確かにコインは、信用関係の形成因子として働く債権の形をとっている。しかし、だからといって、それ自体を直ちに信用貨幣の萌芽形態として位置づけるわけにはいかない。ということは、信用関係の形成に関与するすべての支払約束が必ずしも信用貨幣の萌芽形態として捉えられるわけではないことを示唆する⁵⁾。

5) Harvey [2014] は、貨幣について次のように説いている。「もし貨幣がまったくつかの間の瞬間しか価値を保存できないのであれば、それは流通媒体としても役立つまいだろう。他方で、もし単なる流通手段としての貨幣を求めるとすれば、銀貨という『現実』貨幣とまったく同じように、偽造貨幣もその役目を果たせる。それゆえに金や銀は、価値尺度や価値保存には優れているが、商品流通が回りつづけるためには、今度は手形や紙幣／信用貨幣といった形態で表わす必要がある」(55頁)。要するに、「価値を保存できない」ような「単なる流通手段としての貨幣」は、「流通媒体」にもなりえないということである。この点は、「商品流通が回りつづける」にあたって、等価物における「価値を保存」する機能と「流通媒体として」の機能とは、いずれも欠くべからざるものということを示唆し

したがって、信用貨幣の生成原理を理論的に解明するにあたって、信用関係の形成因子を直ちに信用貨幣の萌芽形態として捉える方法は再考される必要がある。信用関係の形成因子のうちには、商品引換券それ以上の展開を期待し難いものも混ざっているからである。より根本的には、茶債務（またはコイン）の直接的交換可能性自体が茶（または飲み物）の直接的消費対象性によって裏付けられているという点を看過してはならない。

以上の考察から、われわれは次のような結論を導き出すことができる。すなわち、特定商品の直接的消費対象性を基にして発行された債務証券は、商品引換券以上の機能を果たせない。上例の茶債務（またはコイン）に与えられた直接的交換可能性はひとえに、茶（または飲み物）の固有の直接的消費対象性に依拠したものであって、このことから、他の商品はそのようなものにはならないというような社会的規定力を原的に引き出すことはできない。特定商品の固有の直接的消費対象性に基づいてその商品の直接的交換可能性を一般化するだけでは、現物貨幣と信用貨幣の分岐構造を理論的に基礎づけることができず、ひいては信用貨幣の生成原理をも解明することができなくなるように思われる⁶⁾。

つつも、本文の「三角取引」における「茶」または「茶債務」のような「流通媒体」は、価値表現の一般的材料または商品交換の一般的媒介項として機能し難いということを逆説的に物語っている。

- 6) 他方で、貨幣なき市場は、いわゆる LETS (Local Exchange Trading System) の理論的な土台をなしている。西部 [2000] によれば、それは、「参加者が財・サービスを自発的に取引しあう自律的な経済ネットワークであり、各参加者が交換媒体として固有の地域通貨を発行・管理しながら利用する仕組みである」(96頁)。さらに、そこにはテクニカルな設計上、「双務的な権利義務関係を前提にしない。黒字や赤字は特定の取引相手や個人に遡求する債権や債務ではないし、何らの法的拘束力にも基づかない。黒字は

第3節 貨幣商品の分岐構造

「貨幣の多態性」では、兌換銀行券と不換銀行券が信用貨幣の個別態として位置づけられているが、不換券方式の存立根拠は見当たらない

LETS という制度あるいは LETS の全参加者に対する権能であり、参加者は自分の黒字によりそれを得た特定の参加者からだけでなく、LETS のどの参加者からも財・サービスを購入することができる」(120頁)。要するに、この種の「取引」では、たとえ自分の口座が「黒字」でないにしても、買い手は自分の信用で「交換媒体として固有の地域通貨」を「発行」し、それをもって売り手から一定の「財・サービス」を「購入」することで、一旦売り買いは終了する。個別「参加者」の口座には、「黒字」か「赤字」かどちらかで記録されうるが、全体「参加者」の口座の合計は恒常的にゼロ状態を維持する。確かに、「LETS」は、「双務的な権利義務関係を前提にしない」がゆえに、「茶」に対する指図証券としてしか機能しない、「三角取引」の茶債務とは似て非なるものである。このことから、一方で「LETS」が開放型の交換関係として、他方で「三角取引」が閉鎖型の交換関係として形づくられているということがみてとれる。ただし、いずれの「取引」においても、「参加者」同士の関係が、一般的等価物の不在を所与とする〈単純な価値形態・拡大された価値形態〉の商品世界に基づいている点を見逃してはならない。そこでは「参加者」は、自由に相対的価値形態に置かれたり、等価形態に置かれたりしながら、誰もが平等に信用／信頼貨幣の発行主体になりうるからである。いわば購買力の根源を、提供可能な自分自身のものに由来するようにしているのである。すなわち、「三角取引」は、その三角関係を離脱してしまえば、通用しなくなる私的欲望の相互一致を前提とする交換関係であり、「LETS」は、通貨発行権を個々の「参加者」に与えながら、それに伴う履行義務を該当コミュニティに結びつけさせることで、物々交換の難点とされる欲望の不一致問題を乗り越え、「参加者が財・サービスを自発的に取引しあう」というような、いわば貨幣なき商品流通を繰り広げるものに他ならない。このように、両取引は、その構造上の相違（閉鎖型／開放型）があっても、〈単純な価値形態・拡大された価値形態〉の商品世界に根を下ろしている点で同様なカテゴリを共有しているものといえよう。

い。さらに、兌換券方式を体現する茶債務もまた、茶商品、つまり直接的消費対象性の定在と結びついたものである以上、信用貨幣としての発展は期待し難い。

このように、三角取引の茶債務を直ちに信用貨幣の萌芽形態として位置づけるわけにはいかないとすれば、信用貨幣の生成原理は、二段階説がそうであるように、商品論の守備範囲を超えてしまうかもしれない。しかしそうはいつでも、これまでの考察からして、直ちに二段階説に立ち戻るわけにはいかない。

われわれはここで、信用貨幣の生成に関する小幡の論旨をもう一度想起する必要がある。それは要するに、信用関係（債権債務関係）が貨幣形態の成立以前における両極商品同士の価値関係のうちに潜在的可能態として抽象できるということである。そこでの信用貨幣は、金属貨幣の機能を単に代理するものとしてではなく、価値形態における両極商品の間の信用関係を結びつけるものとして捉え返される。これは、信用貨幣を、価値関係の形成因子として捉える方法に他ならない。もちろんそこでは、こうした概念規定が茶債務のような、いわゆる商品引換券にも等しく適用されるということが問題となったのであるが、それにしても、そこから信用貨幣を、金属貨幣の単なる代理物としてではなく、価値関係の形成因子として捉える、よりラディカルな貨幣規定を獲得したことは決して徒勞ではあるまい。

いずれにせよ、信用貨幣が現物貨幣と同格の貨幣商品の下位範疇概念であることを基礎づけるためには、価値関係の対極性が固定された商品世界、つまり一方は直接的消費対象性だけを体現し、他方は直接的交換可能性だけを体現する一般的価値形態以降の商品世界を想定する必要がある。というのは、そこでは、後に検討するように、両極商品同士の価値関係を固定させる社会的規定力が働いているからである。

とりわけ一般的価値形態は、貨幣商品の貨幣性ないし一般的受領性が基礎づけられるところ

であると同時に、貨幣商品が潜在的な形で分岐するところでもある。したがって、ここでは、価値関係の対極性を客観化し一般化する商品世界の社会的規定力の中身を明らかにする必要がある。

これまでわれわれは、貨幣商品の出現に焦点を合わせて考察してきたが、厳密に言えば、そこでの貨幣は、概念としての貨幣というより、実体としての貨幣、つまりモノとしての特定商品に他ならない。特定商品の貨幣化過程は、貨幣商品が商品の一種であることを説明できるとしても、貨幣が貨幣商品—金貨・銀貨や銀行券、電子マネーなどを包括する上位の擬制概念であることを説明することはできない。両者の議論はベクトルを異にするからである。

貨幣が貨幣商品の上位の擬制概念であることが論証されなければ、現物貨幣と信用貨幣、つまり貨幣商品の分岐構造を理論化することはできなくなる。それゆえに、貨幣商品のメタ構造を抽象する作業を進めなくてはならないが、その前に第1・2節の議論の延長線上で、貨幣商品の分岐を可能にする商品世界の社会的規定力について論じてみたい。

そのためここでは、マルクス価値形態論の論理展開に沿って考察を進めるが、まずは、『資本論』第1巻第1篇第1章第3節「価値形態または交換価値」の「D 貨幣形態」でのマルクスの叙述からはじめることにする。

「形態Ⅰから形態Ⅱへの、また形態Ⅱから形態Ⅲへの移行では、本質的な変化が生じている。これに反して、形態Ⅳは、いまではリンネルに代わって金が一般的等価形態をもっているということのほかには、形態Ⅲと違うところはなにもない。形態Ⅳでは金は、やはり、リンネルが形態Ⅲでそれだったもの—一般的等価物である。前進は、ただ直接的な一般的交換可能性の形態または一般的等価形態がいまでは社会的慣習によって最終的に商品金の独自の現物形態と合生しているということだけである。」(Marx [1890] : S.84)

マルクスはここで、「形態Ⅰ」から「形態Ⅲ」までの「移行」とは相容れない展開を試みている。だが、これまでの「移行」がどうであれ、価値形態論に「社会的慣習」を組み込むアプローチは、価値形態論自体の課題からすれば、いささか異質的なもののようにみえる。実際のところ、マルクスは同節の冒頭で、「諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展をその最も単純な最も目立たない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡すること」(Marx [1890] : S.62) を、価値形態論の課題としているが、それによれば、「社会的慣習」なるものは、「諸商品の価値関係」の外的条件としてしか見えてこない。「形態Ⅳ」への「移行」において「本質的な変化」が生じないとしたのは、そのためである⁷⁾。

しかし、問題はさほど単純ではない。同節の「C 一般的価値形態」の末尾でのマルクスの叙述を見てみよう。

「一般的等価形態は価値一般の一つの形態である。だから、それはどの商品にでも付着することができる。他方、ある商品が一般的等価形態（形態Ⅲ）にあるのは、ただ、それが他のすべての商品によって等価物として排除されるからであり、また排除されるかぎりでのことである。そして、この排除が最終的に一つの独自の商品種類に限定された瞬間から、はじめて商品世界の

統一的な相対的価値形態は客観的な固定性と一般的な社会的妥当性とをもちえたのである。」(Marx [1890] : S.83)

「一般的等価形態」において特徴的なのは、「ある商品」が「他のすべての商品」から「排除される」ことである。これに対して、「最終的に一つの独自の商品種類に限定された瞬間」、つまり貨幣形態においては、「相対的価値形態」が「客観的な固定性と一般的な社会的妥当性」を与えられることになる。その限りにおいて、「一般的等価形態」は、貨幣形態におけるある種の過渡期的形態であり、したがって、複数の一般的等価物を想定することも決して不可能ではあるまい。

確かに「等価形態」の「商品種類」だけを問題にするならば、マルクスが述べているように、形態Ⅲから形態Ⅳへの移行にあたって「本質的な変化」は生じないといつてもよいかもしれない。しかしながら同時に、「すべての商品」の間の価値関係においては、必ずしもそうはいかないように思われる。

マルクスによれば、貨幣商品は、「商品世界」の秩序を確立する覇者である。他のすべての商品は、貨幣商品の登場によって一般商品に転化する。これは、貨幣商品を除いたどの商品ももはや等価形態に立つことはありえないということの意味する。したがって、肝心なのは、特定の貨幣商品の出現そのものではなく、それによって両極商品同士の価値関係の質的変化が生じることである。

貨幣商品を価値表現の一般的材料とすることで初めて商品交換が可能になる。貨幣形態の成立にあたって特徴的なのは、「等価形態」の「商品種類」だけでなく、「相対的価値形態」においても「本質的な変化」が生じることである。これはいってみれば、貨幣商品以外の諸商品の一般商品化である。

もっとも、価値形態論においては、抽象＝未完態と客観＝完成態を分けて考える必要があ

7) これについて、永谷 [2006] は、「むしろ形態Ⅰから形態Ⅱ、さらに形態Ⅲへの移行では、価値形態の発展に共通性があり、同次元発展といえるのにたいし、形態Ⅲから形態Ⅳ（貨幣形態）への移行に際しては、その発展を基礎にしながらも、新次元への新たな『本質的な変化』が起こる」(94頁)と述べている。本稿では、「形態Ⅲから形態Ⅳ（貨幣形態）への移行」にあたって「本質的な変化」を捕捉する永谷の見方に異存はないが、ただし「一般的等価として選ばれることの多い少数の高級な商品」(95頁)の「物的属性」(同上)に基づいて貨幣商品の貨幣性ないし一般的受領性を基礎づける、即物的な貨幣選定論には同意しかねる。これについて詳しくは本文で述べる。

る。形態Ⅰから形態Ⅲまでの諸商品（相対的価値形態）は、形態Ⅰから形態Ⅲまでの等価商品が貨幣商品の抽象的形態とされるように、一般商品の抽象的形態として措定される。われわれは貨幣商品の抽象的形態を知らないのと同様に、一般商品の抽象的形態を知らない。現実世界の商品は、すべてが一般商品であり、最初から「客観的な固定性と一般的な社会的妥当性とかちえた」ものとして売りに出される。それゆえ、貨幣形態において「相対的価値形態」に立つ諸商品は、「等価形態」に置かれる潜在的可能性を完全に消去した純粋な商品形態、つまり他人のための使用価値としてのみ存在する⁸⁾。

8) 他方で、大黒 [2015] は、「商品所有者の意向は、即自的には市場に登録された特定の商品を目指して『あれが欲しい』という対象欲求としてまずは表明される。しかしこの表明は、交換を通さざるを得ないため、独自の商品を自身も市場に登録しなければならないという社会的要請にともなわれている。『あれが欲しい』という対象欲求は、『私の商品の特殊性を認めよ』という承認欲望、さらに『私のこの欲求の固有性を認めよ』という承認欲望として即座に対自化される」(66頁)と述べている。ただし、ここで考えてみたいのは、価値表現の形態にあたって相対的価値形態に置かれる「商品の特殊性」とその「商品所有者」のもつ「欲求の固有性」をどこまで明確に想定しうるのかということである。「商品」は、いってみれば、他者との対極的な価値関係によってそこ（相対的価値形態）に置かれてしまったもののことであり、その意味で、「単体では存在できない対他反照的な関係概念」(青木 [2016]: 236頁)に他ならない。「商品」が価値関係に先立ってそれ自身の個体的完結性を備えているものであるかのように想定するのは、「商品」をはじめから完成態—いわば一般商品—として規定することである。だが、「単純な価値形態、すなわち一連の諸変態を経てはじめて価格形態にまで成熟するこの萌芽形態の不十分さは、一見して明らかである」(Marx [1890]: S.76) というマルクスの叙述においても示されるように、「価格形態」以前における両極商品は、各々一般商品と貨幣商品との「萌芽形態」にすぎず、したがって、いずれも自己を完成態として自覚しているとは限らないように

すでに述べたように、マルクスは、「諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展」を通じた貨幣形態の解明を、価値形態論の課題としており、実際に各段の価値形態は、その「発展」の結果として成り立っている。たとえば、形態Ⅰから形態Ⅱへの移行においては、相対的価値形態に立つ商品が単一商品にとどまらず多種多様な商品との価値関係を結ぶことになる。また、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行においては、従来の価値関係は転倒され、相対的価値形態に置かれていた商品が一般的等価物として逆に多種多様な商品との価値関係を結ぶことになる。

このようなマルクスの方法論的展開に賛成するかどうかはさておくとしても、各段の価値形態の成立自体が示すのは、「価値表現の発展」による価値関係の量的／質的变化ということができる。そこで「価値表現の発展」が価値関係の変化を引き起こす機制とされるのは、そのためである。

ところが、マルクスの価値形態論は、貨幣形態に至って突然即物的な貨幣選定論に限りなく後退してしまう⁹⁾。「D 貨幣形態」においては、

思われる〔青木 [2016]: 271-275頁〕。

9) この点に関しては、商品所有者の私的欲望を導入しマルクス価値形態論を全面的に刷新した宇野弘蔵においてもさほど変わりはない。宇野 [1964] は、「当然のことであるが、一般的等価物は等価物商品として最も適した使用価値を有する商品に帰着することになる。金、銀が、そして結局金が、かかる一般的等価物として固定され、貨幣となるのである」(36頁)と述べていることからわかるように、商品自体の自然的属性を貨幣形態の成立の契機としている。だが、それは、両極商品同士の価値関係からくる内的必然性とはいいがたい。価値形態の移行における宇野の方法論的展開は、もちろんマルクスのそれとは相容れないが、「この形態は、単にそういうように理論的に考え得るといだけのものではない。〔……〕それは〔……〕社会的にそうなるのであっておのずから特定の商品に限定されて来る」(宇野 [1973]: 39-40頁)と述べられているように、一般的価値形態から貨幣形態への移行にあたってはマルクスの方法論

その内容からわかるように、「リンネル」が「金」という新たな「商品種類」に取って代わるだけのことであって、価値関係の質的变化を論じているとはいえない。むしろそれについては、すでに検討したように、「C 一般的価値形態」の末尾—「三 一般的価値形態から貨幣形態への移行」—に若干言及されているだけである。これでは、一般的価値形態から貨幣形態への移行によって完成される、価値関係における「客観的な固定性と一般的な社会的妥当性」を明確に示しているとはいいがたい。

形態Ⅲから形態Ⅳへの移行においてとるべき方法論的展開は、一般的等価商品同士の置き換えではなく、これまでと同じような方法をもって価値関係の質的变化を解明することである。貨幣商品としての「金」は、価値関係における「客観的な固定性と一般的な社会的妥当性」の確立を象徴するものとして置かれたにすぎず、それ自身が「価値表現の発展」を「追跡」するというような価値形態論の内的必然性を体現しているとは必ずしも限らない。というのは、貨幣商品の選定問題は単に、「社会的慣習」—いわばブラックボックス—に任されているからである。

実際に、マルクスは同篇第2章「交換過程」で、貨幣商品の出現に関して詳しく論じているが、たとえば、「貨幣形態は、域内生産物の交換価値の実際上の自然発生的な現象形態である外来の最も重要な交換物品に付着するか、または域内の譲渡可能な財産の主要要素をなす使用対象、たとえば家畜のようなものに付着する」(Marx [1890]: S.103) などといった叙述は、「社会的慣習」による「合生」の具体的な説明に当たるものといってよい。

こうした意味での「社会的慣習」は、価値形態論の内部論理とはいえないにしても、単なる「商品世界」の外的条件として片づけるわけにはいかない。「社会的慣習」における「社会

」が含意するのは、あくまでも「商品世界」だからである。もちろん、それ自体は、「商品交換の発展」(同上)を前提としているがゆえに、価値形態論においてその内容が論じられているわけではない。「社会的慣習」の中身が不明瞭なまま、一般的等価商品同士の置き換えがなされているのである。

マルクス価値形態論が商品交換(交換過程論)の原理を極力排除しているのは周知のとおりである。しかし同時に、形態Ⅲから形態Ⅳへの移行にあたっては、交換過程論の論点が先取りされているといわざるをえない。「商品交換の発展」の原理についての考察を交換過程論に譲るマルクスの方法の適否はここで問わないにしても、それを価値形態論のなかに組み込もうとするならば、少なくとも価値形態論固有のロジックに基づいて純化する必要があったのではないか。単に交換過程論の議論を先取りして貨幣形態の成立機制として用いるだけでは、貨幣形態における価値関係の質的变化を不明確にし、価値形態論の理論的意義を曖昧にすることになりかねない。

もちろん、そうはいつても見直しの余地が全くないわけではない。すでに検討したように、「C 一般的価値形態」の末尾における貨幣形態の成立による価値関係の質的变化は、形態Ⅰから形態Ⅱへの移行における価値関係の拡大または形態Ⅱから形態Ⅲへの移行における価値関係の転倒と軌を一にするものといえるからである。

さて、ここでわれわれが問うべきなのは、「リンネル」と「金」、これら一般的等価商品の間の断絶をいかに捉えればよいのかということである。マルクスによれば、前者は、「他のすべての商品によって等価物として排除される」ものであり、後者は、排除商品の中でも「社会的慣習」によって「合生」したものである。このような排除の原理は、「最終的に一つの独自の商品種類に限定された瞬間」まで働くとされているように、一般的等価物(形態Ⅲ)を引き

的展開とそれほど相違しないものとなっている。

出すことだけにとどまらず、貨幣商品（形態Ⅳ）の出現にも深く関与すると容易に推察できる。

要するに、「社会的慣習」は、「商品世界」における単なる外的条件を指し示すのではなく、排除の原理を内包しつつ、価値関係の変化を引き起こす機制として作動するのであり、その意味で「金」は、排除商品の最終バージョンといてよい。

このことからわかるように、形態Ⅳにおける「社会的慣習」は、形態Ⅲにおける排除の原理とかけ離れているものではない。むしろそれらは、深く結びついているといったほうが適切であろう。「商品世界」において特定の等価商品の排除が一時的かつ単発的な出来事として現われるにとどまるならば、貨幣商品の出現はありえないからである。

その限りにおいて、「社会的慣習」は、特定商品を排除しようとする「商品世界」のダイナミズムでありながら、同時に前段の価値関係に立ち戻ることのできない不可逆的な運動として形態Ⅳまでの移行を押し進めるものと考えられる。したがって、それは、「商品世界」の埒外から突然組み込まれるものではなく、もとより実在している「商品世界」の枠内の運動として捉える必要がある。

もちろん、そうはいつでも「社会的慣習」を安易に排除の原理と等値することはできないだろう。それ自体は、貨幣形態の成立機制としても働くからである。貨幣形態は、単に相対的価値形態に置かれる諸商品からの排除によってではなく、そこからさらに「商品世界」の何らかの内的契機を加えてはじめて成り立つ。そこで、貨幣商品は、排除の原理を内包した「社会的慣習」の所産として出現することになる。

このように、「社会的慣習」は、排除の原理だけでは説明できないメカニズムを内蔵しているためそれ以外のメカニズムとはっきり区別する必要がある。マルクスのいう「社会的慣習」が価値形態論の外的条件とみなされがちなのは

まさに、排除の原理との関係が不明瞭であるからである。

「商品世界の一般的な相対的価値形態は、商品世界から除外された等価物商品、リンネルに、一般的等価物という性格を押しつける。リンネル自身の現物形態がこの世界の共通な価値姿態なのであり、それだから、リンネルは他のすべての商品と直接に交換されうるのである。」(Marx [1890] : S.81)

ここでは「相対的価値形態」に立つ諸商品は、特定商品（リンネル）を「商品世界から除外」するのであるが、それによって、「リンネル」は、単なる一商品ではなく、「この世界の共通な価値姿態」として位置づけられる。そうすることで、「リンネルは他のすべての商品と直接に交換されうる」可能性—いわば直接的交換可能性—を与えられることになる。

直接的交換可能性とは、「リンネル」それ自身の内的世界と無関係に与えられたもの、つまり「商品世界」の「社会的慣習」によって身体化されたものである。それは、「リンネル」からすれば延長された自己であり、また「リンネル」以外の諸商品からすれば「リンネル」本然の属性に他ならない。「リンネル」はもとより、そうした属性を持っていたわけではないが、あるきっかけ—他者からの排除—でそれとの自己同一化をさせられる。そこで、「リンネル」は、それ自身の自然的属性またはそこから社会的に期待される使用価値とは別個に、直接的交換可能性を身体化することで、物神性を帯びることになる。

ここで、〈物〉に当たるのが「リンネル」で、〈神〉に当たるのが身体化された直接的交換可能性である。そして、物神性とは、「リンネル」以外の諸商品からして、〈物〉としての「リンネル」と〈神〉としての身体化された直接的交換可能性とが一体化しているかのようにみえる神秘的転倒性のことである。「リンネル」は、「商品世界」において単に一般的等価物として

機能するだけでなく、一般的等価形態を表象するものとして観念される。そこでは、「リンネル」が一般的等価物であり、一般的等価物が「リンネル」であるような転倒現象が生じる。

だが、「リンネル」自体は単なる物で、一般的等価物は概念であるため、両者を等置してしまうのはまさに転倒した観念という他ない。それに反して、物としての「リンネル」のうちに身体化された直接的交換可能性と概念としての一般的等価物とは矛盾なく結び付けられる。われわれが物としての「リンネル」と概念としての一般的等価物との間の転倒性を捕捉しがたいのは、「リンネル」に取り憑いている表象としての直接的交換可能性が両者を媒介し、その断絶を埋めているからである。

ところで、物としての「リンネル」と概念としての一般的等価物とが結び付けられるにあたって、「リンネル」自身の意思は一切反映されない。もちろん、それだけではない。「リンネル」以外の諸商品もまた、それによって等価形態に置かれうる潜在的可能性を喪失することになる。ではなぜそういう可能性を喪失してまで「リンネル」を排除しなければならないのかを問わざるをえない。すなわち、「リンネル」以外の諸商品が一方の可能性—相対的価値形態に立つ可能性—のみを選択し、他方の可能性—等価形態に置かれる可能性—を放棄する理由は何かということである。

その理由として考えられるのは、「リンネル」以外の諸商品の一般商品化である。一方の可能性を放棄しさえすれば、他人のための使用価値という確固たる自己根拠を得ることができる。その場合、自分たちが等価商品として直接的交換可能性を発揮することはできなくなるが、少なくとも等価商品との価値関係を形成することができる。そうすることで、「リンネル」以外の諸商品は、「客観的な固定性と一般的な社会的妥当性」を獲得することになる。この過程を通して、それらは、一般商品としてのアイデンティティを獲得し保持していく。

「リンネル」以外の諸商品は、自己存在の客観的かつ一般的な根拠を他者の絶対性に依拠して正当化しようとする対他反照的なプロセスをつうじて、まだ自己決定権を握っていた過去の自分の姿を自ら消去する。もちろん、こうした試みが単発的に行われるとは必ずしも限らない。「リンネル」以外の諸商品の一般商品化にあたっては、どうしても「リンネル」との固定された価値関係を維持する必要があるからである。

仮に「リンネル」が一般的等価物の地位から引きずり降ろされてしまうと、「リンネル」以外の諸商品もまた一般商品としてのアイデンティティを喪失することになる。それゆえに、一般的等価物としての「リンネル」の妥当性に関しては、誰も真摯に突き詰めないし、また突き詰める必要もない。そうした方が自己獲得に有利であることを暗黙的に認識しているからである。「リンネル」以外の諸商品は、自分たちと同根同質の商品であった「リンネル」の排除・除外と、そうした関係の維持・持続とに積極的に加担することになる¹⁰⁾。

10) 他方で、Aglietta / Orléan [1982・1984] は次のように述べている。「Bの欲望はあらゆる点でAの欲望に似ている。それは他者の承認を求める。他者の承認を得るためには、自己の所有する物が他者自身にとって望ましいものだということを、つまりそれが使用価値になりうるということを、証明せねばならない。だがそのためには、交換関係をひっくりかえさなければならない。つまりAが受動的にならねばならない。このようにして、われわれは否応なしに分身の破壊的暴力へとゆきつく。この暴力は、AとBとの間の欲求の二重の一致を徹底して排除する」(42-43頁)。ここでは、「A」だけでなく、「B」も「他者の承認を求める」ものとされているが、これは、貨幣形態〈一定量の一般商品＝一定量の貨幣商品〉がそうであるように、「a量のA財＝b量のB財」(同上)が「A」側の独りよがりの宣言によって形づくられることを根本的に看過するものではないだろうか。すでに検討したように、商品世界の社会的慣習において暴力的な機制が働くのは確かであるが、それにしても

このことからわれわれは、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行にあたって、価値関係の対極性を客観化し一般化する社会的規定力が、相対的価値形態に立つ無数の商品の黙認によって働かされることに気がつく。ある種の共犯体系とってよいかもかもしれない。より多くの商品がそれに加担するほど、排除商品の地位は絶対的なものになっていく。その過程において、排除の論理は正当化されてしまう。そして、一般的等価形態に置かれる排除商品の貨幣性ないし一般的受領性に関する客観的で一般的な根拠などはもはやどうでもよいことになる。

「社会的慣習」とは、少なくとも形態Ⅱから形態Ⅲへの移行に限っていえば、特定商品をスケープゴート化することであり、それによって、「商品世界」は、一般的等価商品とそれ以外の諸商品とに両極分解してしまう。こうしてはじめて、価値関係の対極性が客観的かつ一般的な形で固定された「商品世界」、いいかえれば、貨幣商品の分岐構造を確立することになる。

第4節 貨幣商品と貨幣概念

われわれは前節の考察をつうじて、価値関係の対極性を客観化し一般化する商品世界の社会的規定力について考察した。本節では、さらに進んで一般的価値形態から貨幣形態への移行における貨幣商品と貨幣概念の合生過程を立ち入って考察することにする。

相対的価値形態に立つ諸商品は、それ自身の存立根拠を客観化し一般化するために、特定商品を自分たちから排除する。そうすることで、それらは、排除された特定商品との価値関係のもとで一般商品としてのアイデンティティを獲得する¹¹⁾。これは、自分のなかにある潜在的

可能態としての直接的交換可能性を消去することによってはじめて得られるものである。このように、一般商品は、自己の存在の客観性・一般性を他者の絶対性に依拠して正当化する対他反照的なプロセスをつうじて、他人のための使用価値としての自己を完成していく。

他方、一般的等価形態に立たされる商品は、それ以外の諸商品によっていわばスケープゴート化されるのであり、その過程において直接的交換可能性を身体化させられる。それは、個別意志を超越した一般意志として等価商品のなかに受肉される。一般的等価商品は今や、単なる等価商品ではなく、一般意志の定在として現われる。その代わりに、相対的価値形態に立つ可能性を喪失してしまう。すなわち、他のすべての商品と直接交換されうる力を付与される一方で、それ自身の使用価値の直接性ないし即物性は事実上形骸化されてしまう。

しばしば誤解されるところであるが、一般的等価商品または貨幣商品を、一般商品と同様に、あたかも一単位当たりの価値を有しているものであるかのように取り扱うのは外的である。商品交換において一般商品が求めるのは、厳密に言えば、一般的等価商品／貨幣商品の身体化された直接的交換可能性—〈神〉—であって、それら自身の本然の属性から期待できる直接的で即物的な使用価値—〈物〉—などではない。

したがってここでは、一般的等価商品／貨幣商品に取り憑いている表象としての直接的交換可能性を貨幣表象とよぶことにする。貨幣表象は、すでに前節で述べたように、モノとしての貨幣と概念としての貨幣を媒介し合生させる擬制概念である。一般的等価商品／貨幣商品が現金の形（現物貨幣）をとったり、債務証書の形（信用貨幣）をとったりすることができるのも、貨幣表象によるものといえる。

ではなぜわれわれは、モノとしての貨幣と概

「A」と「B」との間の非対称的な価値関係を、双方の暴力的敵対の所産として捉える見解には首肯し難い。

11) 今村 [1982]: 110頁。

念としての貨幣とを区別して考えず、そのモノとしての姿態をそのまま貨幣として捉えてしまうのか¹²⁾。これについて、マルクスは、「その現物形態に等価形態が社会的に合生する特殊な商品種類は、貨幣商品になる」(Marx [1890]: S.83)と述べているように、「その現物形態」がそれ自身の内的自然と無縁な社会的関係によって「等価形態」に位置づけられることを強調している。さらにまた、そのような特殊な商品種類たる貨幣商品は、商品世界の内的メカニズムによって形成されたものに他ならない。要するに、「貨幣商品」は「商品世界の共同の仕事」(Marx [1890]: S.80)の産物であり、その限りにおいて、貨幣概念は、諸商品間の社会的関係の内的必然として立ちあらわれる。

ところで、貨幣商品と貨幣概念との合生は、貨幣形態の成立過程において一層捕捉し難いものとなってしまふ。というのは、貨幣形態がさしあたり、一般商品と貨幣商品との価値関係として現われるからである。そこにおいて価値表現は、たとえば「20 エレのリンネル=2 オンスの金」(Marx [1890]: S.84)などといった形態をとって行われる。これは、〈一定量の一般商品〉と〈一定量の貨幣商品〉との間の非人格的な価値関係に他ならない。このことからわれわれは、「10 エレのリンネル=1 オンスの金」や「40 エレのリンネル=4 オンスの金」などといった貨幣形態も容易に想定できる。

このように、貨幣商品(2 オンスの金)は、一般商品(20 エレのリンネル)の価値を現出させる一般的材料として働く。そこから創り出

される合理的で計算可能な世界は、価値表現の一般的材料または商品交換の一般的媒介項として機能する貨幣商品の出現によってはじめて形づくられるといえる。そのため、貨幣商品—いわばモノとしての貨幣—は直ちに、合理性=計算可能性の定在として受け止められることになる。

たとえば、資本主義社会における個別主体の労働能力は一般に、賃金の高低によって優劣を格付けされるのであるが、その際に支払われる貨幣額は、個別主体の労働能力に対する社会的評価にあたって一定の客観性ないし一般性を付与する判断基準となる。このような形で、貨幣形態は、非合理的で不透明な領域—個別主体の労働能力—を合理的で計算可能な領域—低賃金労働(者)または高賃金労働(者)—に置換していく。

しかし他方で、貨幣形態の成立による商品世界の秩序確立は同時に、貨幣商品に刻まれている他人のための使用価値としての自分の過去の痕跡を隠滅する。『資本論』第1巻第1篇第1章第3節「価値形態または交換価値」の「C 一般的価値形態」で、マルクスは次のように述べている。

「すでに第1の形態—20 エレのリンネル=1 着の上着—もこの対立を含んではいるが、それを固定させてはいない。同じ等式が前のほうから読まれるかあとのほうから読まれるかにしたがって、リンネルと上着というような二つの商品極のそれぞれが、同じように、あるときは相対的価値形態にあり、あるときは等価形態にある。両極の対立をしっかりとつかんでおくには、ここではまだ骨が折れるのである。」(Marx [1890]: S.82)

一般的等価形態が成り立つ以前においては、どの商品も、「あるときは相対的価値形態にあり、あるときは等価形態にある」。そこにおいて、それらはすべて直接的消費対象性と直接的交換可能性を同時に内面化している¹³⁾。一時期は貨幣商品なるものもまた同じく、「リンネ

12) 仮に吉沢 [1957]: 218-219 頁は、貨幣のことを「『空』なるもの」・「『空』的存在」や「『空即是色』的態様」などとして表現しているが、ここでいう貨幣とは、厳密に言えば、モノとしての貨幣ではなく、抽象的範疇ないしは観念的场所としての貨幣を意味する。一般に貨幣と呼ばれるものは、その現物形態にすぎない。ゆえに、両者の相違を看過するのは、転倒した観念を無批判的に受容することだといわなければならない。

ル」や「上着」などの商品とともに相対的価値形態に置かれていたはずである。しかし、貨幣商品は、他のすべての商品からの排除によって直接的消費対象性の定在としての自己を喪失してしまった。

さらにまた、貨幣商品の貨幣性・一般的受領性に対するその商品以外の諸商品の沈黙は、モノとしての貨幣と概念としての貨幣との合生の無根拠性を不可視化してしまう。貨幣商品は、他者の犠牲を組織的に隠蔽する「商品世界」の「社会的慣習」によって貨幣形態での一般的等価商品役を肩代わりさせられたにすぎない。これは、貨幣形態の合理的計算可能性がそれ自身の内的必然性によるものではないことを如実に物語る。

貨幣商品は、「商品世界の共同の仕事」の所産として出現するとはいえ、その過程において、多かれ少なかれ強制性ないし暴力性を露呈せざるをえない¹⁴⁾。そこから生じる貨幣表象によって、特定商品は貨幣概念と合生することになる。貨幣形態の合理的計算可能性は、特定商品と貨幣概念との合生過程でみられる強制性・暴力性を隠蔽するだけでなく、それがあたかも合理的なプロセスを経て出現したものであるかのような錯視を起こすのである。

「商品世界のなかで一般的等価物の役割を演ずるということが、その商品の独自の社会的機能となり、したがってまたその商品の社会的独占となる。このような特権的な地位を、形態Ⅱではリンネルの特殊的等価物の役を演じ形態Ⅲでは自分たちの相対的価値を共通にリンネルで表現しているいろいろな商品のなかで、ある一定の商品が歴史的にかちとった。すなわち、金である。」(Marx [1890]: S.83-84) / 「しだいに、金は、あるいはより狭いあるいはより広い範囲のなかで一般的等価物として機能するようになった。それが商品世界の価

値表現においてこの地位の独占をかちとったとき、それは貨幣商品になる。そして、金がすでに貨幣商品になってしまった瞬間から、はじめて形態Ⅳは形態Ⅲと区別されるのであり、言いかえれば一般的価値形態は貨幣形態に転化しているのである。」(Marx [1890]: S.84)

ここで「歴史的」事象を持ち込むのは適切とは思えないが、それはともかく、「金」=「貨幣商品」とそれ以外の諸商品との関係からすれば、後者の「相対的価値」の「表現」は、前者の「特権的な地位」に依拠する形で行われると考えられる。すなわち、「商品世界の価値表現」は、もはや等価商品の自然的属性などではなく、「一般的等価物の役割を演ずる」等価商品の「特権的な地位」を求める形で行われる。これは、「金」の「特権的な地位」をさらに強化するだけでなく、その「地位」に対する一般商品の渴望（価値表現）をもますます高めていくことになる。

すでに検討したように、「金」のこうした覇者的地位は、「商品世界」の「社会的慣習」によって与えられたのであって、その逆ではない。これに対して、一般商品は、敗者とはいえないにしてもさしたる地位を持っていない平民として描写される。「金」の「特権的な地位」はまさに、「商品世界」における貨幣商品と一般商品との間の非対称的なステータスを象徴するものといつてよい。

ところで、「金=貨幣商品」の「特権的な地位」に関するマルクスの議論は、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行における「一般的等価物」の出現過程と異なって、「特権的な地位」に対する「金」の自発的かつ積極的な介入に重きが置かれているようにみえる。「ある一定の商品が歴史的にかちとった」、「この地位の独占をかちとったとき、それは貨幣商品になる」などのような結果論的叙述はまさにそれに当たるものといえる。

マルクスは、貨幣形態の成立過程を論じるに

13) これについては、山口 [1985]: 21-22 頁の図及び菅原 [2012]: 24 頁の図 1-1-1 を参照されたい。

14) Aglietta / Orléan [1982・1984]: 45-48 頁。

あたって、一般的等価商品と貨幣商品との間の隙間を、「商品世界」を治める「金」の支配者的外観をもって縫おうとしているがゆえに、価値形態論と無縁な外的条件—歴史や慣習などを当てにする他なかった。しかしそれは、一般的等価物選定においてみられる強制性・暴力性の理路とはかけ離れた貨幣商品の出現過程であり、また一般的等価物と貨幣商品との結びつきを理論的に説明するものではないといわざるをえない。

一般に価値形態論では、相対的価値形態と等価形態との間では「彼が王だから自分たちは臣下なのだ」(Marx [1890]: S.72) といった転倒した観念が生まれるといわれる。だが、形態Ⅲから形態Ⅳへの移行におけるマルクスの説明からすれば、「金」が「特権的な地位」を享受するのは当然の帰結であり、それ以上の説明を必要としない。というのは、「金」が「特権的な地位」を享受するのは、それ自身がその「地位」を「独占」する「商品世界」の覇者だからである。

しかし、これは、単なる同語反復であり、また結果を原因とする誤謬である。結論を先取りしていえば、転倒した観念は、「独占」の結果ではなく、その原因であるといわなくてはならない。すなわち、一般商品と貨幣商品との間に生じる転倒した観念は、単に「金」が「特権的な地位」を「独占」することからくるのではなく、逆にその「独占」を可能にするものということである¹⁵⁾。

15) これに関して、大黒 [2016] は次のように述べている。「じっさい、それ自身は『使用価値』(有限)でしかない商品が、到達しえない自己の分身を求め能動的に『価値』(無限)を表現することで、等価形態身体に直接的交換可能性を付与し、逆に自己をそれに受動的に従属させてしまうという主客逆転のロジックは、権力をめぐる主導権争いのダイナミズムの帰結でなくてなんであろう」(91頁)。本稿では、相対的価値形態と等価形態との間の対極的關係から「主客逆転のロジック」を見出す大黒の見方に同意するが、

貨幣商品はひとまず、それ以外の諸商品によって排除される。マルクスは、「リンネル」を一般的等価物として想定しているが、「金」もまた、一般的等価物取り扱いをされつつ、結局のところその「特権的な地位」を「独占」することになったと推察できる。そしてその過程は、すでに検討したように、強制性・暴力性を伴う。だが、問題は、相対的価値形態に立つ諸商品が、「金」の「特権的な地位」の根拠を「金」そのものから引き出そうとする転倒した観念を内面化するというにある。それらは、「金」が強制的で暴力的な自分たちの「共同の仕事」によって「金=貨幣商品」に生まれ変わったとは考えていないようにみえる。

「金」は、やはりその自然的属性からして優れた資質を備えているとか、他の多くの商品によって等価物として需要されているとかなどの理由をもって、その「特権的な地位」の「独占」を根拠づけようとする議論のほとんどは、転倒した観念を無批判的に受容していることに気づいていない¹⁶⁾。

それが「権力をめぐる主導権争いのダイナミズム」に「帰結」するとは考えていない。というのは、そこでの「主客逆転」は、「商品」自体の権力志向性ではなく、自己完成への再帰的な展開とその結果として成り立っているからである。

16) 他方、石橋 [2016] は、貨幣について次のように述べている。「貨幣とは、本質としては物的なものとして捉えられるべきではないのではないか。例えば、電子マネーという現代の貨幣は、物的な姿をとらない。貨幣とは、金・铸貨・紙幣・銀行券・電子マネーなどの姿を貫いている何かではないか。それがその時々さまざな貨幣体という姿をとるのではないか。さらには、デジタル化し物的な姿もとらなくなり、媒体を移動する情報そのものとなるのではないか。本来的な貨幣たる金貨幣が铸貨になり、紙幣になり、銀行券になり、電子マネーとなったと考えられるのではなく、貨幣があるときは金、あるときは紙幣、あるときは铸貨、あるときは銀行券、あるときは電子マネーという姿をとっているのではないか。貨幣機能を果たすものが貨幣であって、貨幣機能がさまざまな姿をとって果たされるにすぎないのではないか」(92頁)。これは、

マルクスによれば、貨幣形態は、「現物形態」—モノとしての貨幣—と「等価形態」—概念としての貨幣—との合生の所産である。もちろん、その過程は、すでに検討したように、排除の原理と沈黙の構造からなる「商品世界」の「社会的慣習」を前提とするが、それだけでは、一般的等価形態に立たされる排除商品に対する転倒した観念は自己完結性をもつことができず、時と場合によってはその「特権的な地位」を喪失してしまう。というのは、相対的価値形態側の諸商品は、貨幣表象の無根拠性—貨幣商品の貨幣性ないし一般的受領性は貨幣商品それ自身の内的自然と無関係に与えられるという意味での無根拠性—を暗黙的に認識しているからである。いわば不都合な真実なのである。

そこで、「金＝貨幣商品」は実は、われわれと同根同質の平民にすぎないのではないかというように不信感が完全に霧散することは考えにくい。しかしながら同時に、「金＝貨幣商品」の「特権的な地位」を否定するのは、一般商品にとっては自分自身の存立根拠の客観性・一般性を自ら否定することになるがゆえに、そうした疑いがたちまち現実的な力を持つことは滅多にないといってよい。

にもかかわらず、貨幣商品の「特権的な地位」は常に、剥奪の可能性を孕んでいるといわなければならない。実際、たとえば金貨幣は、管理通貨制への移行によって貨幣形態の等価商品としての「特権的な地位」を剥奪されたし、貨幣表象に取り憑かれていた自分の身体も同時に解放を迎えることになったのである。もちろん、その歴史的な出来事は、周知のように、商品経済の内的必然性からではなく、国家の制度

的介入によるものであった。

それが可能であったのは、国家が制度的操作をつうじて、価値関係の対極性を客観化し一般化する「商品世界」の社会的規定力を擬制的に形づくったからに他ならない。それによって、中央銀行券が、金貨幣にとって代わる新たな貨幣商品として出現するに至ったのである。金貨幣をボトムアップ型貨幣商品というならば、中央銀行券は、トップダウン型貨幣商品といってよいかもしれない。

だが、貨幣商品の選ばれ方がどうであれ、貨幣商品と貨幣概念の合生過程がそうであるように、その解体過程もまた強制的で暴力的な過程を伴わざるをえない。そうした形をとってでも、特定商品の犠牲を強いるのは、それ自体が一般商品の自己根拠をなす絶対条件だからである。商品経済の内的必然性によってであれ、国家の制度的介入によってであれ、いずれも排除の原理と沈黙の構造とからなる「商品世界」の「社会的慣習」を前提とせざるをえない。それなしには客観的で一般的な価値関係を形成し維持することはありえないからである。

しかしながら同時に、排除の原理・沈黙の構造それ自体は、貨幣表象の無根拠性を想起させるものでもある¹⁷⁾。それらだけでは、排除商

17) ここでいう貨幣表象の無根拠性は、貨幣表象の非合理的成り立ち方を強調するもので、決して「貨幣存在の無根拠性」(岩井 [1998]: 102-107 頁)なるものを指し示しているわけではない。岩井 [1999] は、マルクスの価値形態論から「欲望を無限に先送りする構造」(13 頁)を発見し、そのことから「貨幣は貨幣として使われているから貨幣だ」(14 頁)と主張している。だが、この種の循環論法が、貨幣が形式的使用価値を特化している立派な商品としていかに生成されるのかについて論じているとはいいがたい〔これについて詳しくは山口 [2008]: 63-72 頁及び竹内 [2019]: 12-13 頁を参照されたい〕。他方で、大黒 [2000]: 71-86 頁は、そうした「構造」に基づきハイパーインフレの可能性を理論的に引き出す岩井の方法論的展開に対して、「流通根拠を『他者指向性』に還元してしまうことは、

「貨幣体」そのものから「貨幣」の「本質」を根拠づけようとする即物的な貨幣選定論とは相容れないが、「貨幣」を「貨幣」たらしめる根本的な契機を、個々の「貨幣体」のうち在るはずの「何か」でもって根拠づけようとする点では、即物的な貨幣選定論と類似しているといわざるをえない。

品の貨幣表象は絶対化されず、不完全なものにならざるをえない。ところで、仮に特定商品を自分たちから排除したこと、それによって生じた貨幣表象が排除商品に取り憑いたこと、そして、その排除商品が事実上自己完結性を欠如していることなどをすべて忘却してしまうと、排除された等価商品との関係は、ごく自然なもののように映ることになり、いかなる不信感も感じられなくなる。

ここで忘却という機制は、排除の原理・沈黙の構造とともに「商品世界」の「社会的慣習」の中身を構成するものとして、商品経済における転倒した観念の普遍化にあたって決定的な契機をもたらすことになる。そうして、一般商品は、貨幣商品の「特権的な地位」を正当化させる様々な虚構的物語を真実として受け止める。それらにとってはもはや、その物語の真偽などはどうでもよいことになる¹⁸⁾。

「商品世界」における排除の原理は、特定商品の一般的等価形態への放逐を可能にし、沈黙の構造は、排除商品との固定された価値関係を維持し持続させる。このことからわれわれは、いわば自己獲得に対する相対的価値形態側の諸

かえて貨幣流通の自動的安定性を含蓄させることになる」と指摘している。

18) 「金が一般的等価におさまるからといって、それは発生の秘密をたどればやはり“意図せざる結果”においてそうなのである。しかし、このような『信認』が全くの恣意に墮さないのは、ともかくもその根底に、自らの合理的推論に対する確信と、そうした推論の普遍性に対する確信が、各経済人にまがりなりにもあるからだといわなければならない。そしてこのことを、貨幣の生成にとまなう『基礎的信認』と呼んでよいように思われる。／もちろんどこまでいっても自覚的な『信頼』はつねに『不信』と隣り合わせなのであり、貨幣が一般的等価として永続するためには、この特定素材に対する自覚的信頼という手続きそのものを括弧に入れる必要がある。そしてその括弧入れを可能にするのが、貨幣の『形式的使用価値』に対する尽きることなき欲求と捉えうるのである。」(大黒 [2000]: 48-49 頁)

商品の強迫を読み取ることができる。

しかし同時に、その過程において露呈した強制性・暴力性は、排除の対象になった特定商品だけでなく、沈黙の構造を固めている一般商品にとっても決して愉快なことではないと考えられる。なぜなら、その商品が一般的等価物の地位につくべき理由は事実上皆無であるということ暗黙的に認知しているからである。排除商品固有の諸特質をもっていくら裏付けようとしても貨幣表象の無根拠性を払拭できるはずがない。そもそもそこには、さしたる客観的かつ一般的根拠はなく、したがって、合理的計算可能性の理路を辿るのは、文字通りナンセンスだからである。

相対的価値形態に立つ諸商品は、貨幣表象の無根拠性を問題にしないだけでなく、問題にしないようにすること自体を忘却することで、結果的に自己根拠の獲得過程において他者の排除からくる不愉快さを払拭しうることになる。これは、貨幣商品と貨幣概念との間の隙間を縫うことで、両者の完全な合生を創り出す。貨幣表象の無根拠性は、今や絶対性にとって代わり、それによって排除商品もまた、貨幣としての自己完結性を備えることになる。こうして、一般商品は、自分(20 エレのリンネル)の価値の客観性・一般性を、他者(2 オンスの金)の絶対性—実は無根拠性—に依拠して表現し、時にはそれを承認されることで、自分を自己完結性の定在として止揚(高次の自己回復)する。

貨幣形態の成立に関する従来の議論では、マルクスがそうであったように、さしあたり一般的等価物としての貨幣商品の出現自体に重きが置かれる。そのためわれわれは、等価商品との対極的な価値関係のなかでそれ自身の客観的かつ一般的なアイデンティティを希求し獲得しようとする一般商品の私的社会的性の働きかけ—価値表現の展開—の意義を看過し易い¹⁹⁾。

19) これに関してマルクスは、次のように述べている。「リンネルの価値存在が上着とのその同等性

だが、価値形態論における形態Ⅰから形態Ⅳに至るまでの展開は、萌芽形態から完成形態へ成熟していく貨幣形態の発展過程を追跡することでありながら、同時に一般商品としてのアイデンティティを完成していく相対的価値形態の価値表現の発展を追跡することでもある。貨幣商品の出現は同時に一般商品の出現であり、その逆もまた同様である²⁰⁾。

以上のように、貨幣商品と貨幣概念の合生によって成り立つ貨幣形態は、商品世界のヘゲモニーを握るための商品間の争いではなく、商品世界の社会的慣習、つまり一般商品群における排除→沈黙→忘却のダイナミズムによってはじめて成り立つことになる。その意味で、貨幣商品は、即物的な貨幣選定論によって描き出されるような商品世界の覇者というよりも、物本性に呪縛されてしまった方便的存在といった方

に現われることは、キリスト教徒の羊的性質が神の仔羊とのその同等性に現われるようなものである」(Marx [1890]: S.66)。「キリスト教徒の羊的性質」なるものがはじめから在ったわけではなく、「神の仔羊とのその同等性に現われる」時にはじめて「キリスト教徒」というそれ自身のアイデンティティが得られることになる〔新田 [2010]: 40-43 頁〕。すなわち、「リンネル」は、「上着」という「価値鏡」(Marx [1890]: S.67) をとおして自己を認識することになる。そこで、たとえ「20 エレのリンネル」が自然的属性を異にする「1 着の上着」に置き換えられるとしても、それ自身のアイデンティティを喪失することはありえない。むしろ他者(1 着の上着)の承認をつうじて恣意的かつ主観的な自己規定特有の自閉性を破ることになり、そこから一定の客観性を確保しうるからである。その意味からいえば、価値表現の展開は、独りよがりの自己規定または自己根拠を社会的に正当化してもらうことで、高次の自己回復(止揚)を可能にするものに他ならない。

20) こうして、商品と貨幣は、「単体では存在できない対他反照的な関係概念」(青木 [2016]: 236 頁)であることがはっきりする。両者はいずれも、商品世界の社会的規定力によってそれら自身の存立根拠を与えられる。その限りで、商品や貨幣がいかなる特性・特質を備えているのかは二義的な問題にすぎないといわざるをえない。

的的確であろう²¹⁾。貨幣商品の支配者的外観は、単に貨幣表象の絶対性からくる錯視にすぎず、それ自身がもとより備えていたものではない。貨幣形態の成立を、貨幣商品の出現または貨幣商品に貫かれているはずの本質的な何かを求めるアプローチは、転倒した観念を無批判的に受容することであり、また結果を原因とする誤謬といわざるをえない。

第5節 銀行券の貨幣性

以上を踏まえ、本節では、銀行券の貨幣性について立ち入って論じることにした。

「貨幣の多態性」における銀行券の概念規定からすれば、不換銀行券は、兌換銀行券とともに信用貨幣の個別態として位置づけられる。だが、そこでは、第1節と第2節ですでに検討したように、商品形態における直接的消費対象性と直接的交換可能性とがまだ分化されていない商品世界が想定されており、そこからは、貨幣商品—現物貨幣または信用貨幣—の分岐構造を基礎づけることができないという限界がある。

そのような限界を受け止めつつ、第3節と第4節では、価値形態論における貨幣商品の分岐

21) これはいってみれば、一般商品の自己認識のための方便的存在ともいえるだろう。他方、これに関連して、栗本 [1979] は、「貨幣が崇拜されるのは、それがもはや素材の持つ世俗の意味から一面で乖離し、示現された“聖体”だからである。このような点を理解できなかったマルクスは、何とか素材(貴金属、主食、家畜)的使用価値や交換価値から貨幣の本質を論じ来たらうとして無益な努力を重ねた」(226 頁)と指摘している。本稿では、貨幣商品が“聖体”だけからなっているとは考えていないが、それはともかく、価値形態論を、ある種の貨幣起源論として捉える栗本の見解には賛同し難い。「価値形態論で大切なのは、貨幣の起源ではなく、『貨幣形態』の起源である。ある物が貨幣であるのは、それが何であるかに関係がなく、たんにそれが貨幣形態という場所に置かれるからだ。マルクスは、それを『商品世界の社会契約』として見たといつてよい」(柄谷 [2010]: 140-141 頁)。

構造を論証するために、価値関係の対極性を客観化し一般化する商品世界の社会的規定力について立ち入って考察し、貨幣商品と貨幣概念の合生の原理について論じた。貨幣商品の分岐構造は、多数の商品が特定商品を自分たちから排除しようとする商品世界の社会的慣習によって形づくられる。そこでは、排除商品が貨幣表象を身体化させられることで、直接的消費対象性だけを体现する側と直接的交換可能性だけを体现する側とに分岐することになる。現物貨幣と信用貨幣は、いずれも貨幣表象を身体化している価値関係の形成因子である以上、本物か代理物かといった区分は、商品論においては意味をなさない。

繰り返しになるが、価値表現の展開にあたって一般商品が求めるのは、貨幣商品の身体ではなく、そのなかに身体化されている貨幣表象に他ならない。信用貨幣の存立根拠もまた、その身体ではなく、身体化された貨幣表象にこそあるというべきである。このことから兌換銀行券が信用貨幣の個別態として位置づけられることは容易に了解できる。だが、それに反して、不換銀行券の位置づけについては、再考の余地があるといわざるをえない。

すでに考察したように、貨幣商品なるものは排除商品の最終バージョンとして、貨幣形態の右辺に置かれているものにすぎない。価値形態論は、貨幣商品なるものが先に在り、それが何らかのプロセスを経て貨幣的地位をかちとるといような話形とそぐわない。個よりも形式が先立つとあってよいかもしれない。貨幣商品も一般商品も、ひとしくそのような形式の所産といえる。

ここでは、それを貨幣形式とよぶことにする。貨幣形式は、貨幣商品と一般商品の出現を可能にするメタ構造であり、それはまた商品世界の諸商品が共有する観念体系として働いている。貨幣形式からすれば、不換銀行券は、信用貨幣ではなく、金属貨幣と同様な現物貨幣の個別態として位置づけられることになる。という

のは、その出現によって、価値関係の対極性・非対称性を客観化し一般化する商品世界の社会的規定力が働くことになるからである。

ところが他方では、不換銀行券自体の発行方式は一般に、「貨幣の多態性」の方法論的展開においてもみられるように、不換銀行券を信用貨幣の個別態として位置づける決定的な準拠として取り上げられる。すなわち、

「重要なことは、中央銀行券も、貸付関係のなかで発行されることによって、信用関係を内蔵して貨幣性を獲得していることである。発行される中央銀行券は預金とともにバランスシートの負債項目に入り、資産項目の金や外貨、手形（原理的にはこの手形が重要である）さらに国債などと、良好なバランスを保たなければならない。言い換えれば、中央銀行は、一方で企業や銀行の手形を受け取りつつ、他方で自分の手形（先取り貨幣）たる中央銀行貨幣を発行するのである。」（竹内 [2004] : 101 頁）

ここで「中央銀行券」は要するに、「中央銀行」と「企業や銀行」との間の「貸付関係のなかで発行される」信用貨幣である。これに対して、山口 [2008] は、竹内の議論の冒頭では信用貨幣が支払約束として定義されていることを指摘しながら、次のような疑問を呈している。

「まず、竹内はここで、『現在の中央銀行券は厳密な意味での信用貨幣ではない』といているが、この点が『はじめに』で『[現行の] 貨幣はある意味で信用貨幣である』、『一種の信用貨幣』であるというように、『信用貨幣』に修飾語を付けた理由であろう。しかし、信用貨幣を支払い約束と定義する以上、修飾語を付けてみても不換中央銀行券を信用貨幣とはいえないであろう。つまり、それはあくまでも、『一種の] 支払約束ではないし、『ある意味での] 支払約束でもないであろう。」（89 頁）

山口は、「中央銀行券も、貸付関係のなかで発行されることによって、信用関係を内蔵して

貨幣性を獲得している」という竹内の説明に対して、その「意味が不分明である」と指摘し、「あえていうとすれば、たとえば、割り引いた手形の将来の価値が先取的に貨幣性を与えているとでもいうべきところではなかろうか」と述べている(89-90頁)。このように、「信用貨幣」をめぐる概念上の齟齬は、「不換中央銀行券」を事実上の「信用貨幣」として位置づけられるかどうかによって生じていることがわかる。

ここではさしあたり、「現在の中央銀行券は厳密な意味での信用貨幣ではない」とすれば、「中央銀行券」の「貨幣性」の根拠は、「自分の手形(先取り貨幣)たる中央銀行貨幣」が「中央銀行」によって発行されることにあるとはいえない²²⁾。すなわち、「貨幣」の発行方式ないし流通方式上のメカニズムにおける「信

用」は、「将来の価値が先取的に貨幣性」を与えられる場合の「信用」とは概念的に相容れない。

さらにまた、山口は、吉田[2002]の電子マネー論について、「吉田の信用貨幣の定義は請求権ではなく、貸出しない信用関係によって発行=創出された貨幣ということになり、その点で現代の不換中央銀行券も信用貨幣であると見ているのであろうと思われるが、これには疑問がある」(84頁)とし、次のように述べている。

「信用貨幣とは、一般的には、あるいは『資本論』の支払手段論での用語法では、貨幣請求権(債務者からいえば支払約束)が貨幣性をもっていることをいったものと理解してよいだろう。不換銀行券も信用関係によって創出されたものではあるにしても、ある資産に対する直接的な請求権ではないのに対して、信用関係が作り出した債権=債務関係、つまり将来の支払に対する請求権そのものがそのまま貨幣性をもつ場合があるのであるから、信用貨幣という用語を、伝統的な用語法に従って後者の場合に限定して使い、不換銀行券には別の用語をあてて、両者の区別を不分明にしまわなくておく方が、信用関係によって創出される貨幣の流通性の根拠を重層的に考察する上でも有用ではないかと思われる。」(同上)

要するに、「不換銀行券も信用関係によって創出されたものではある」というところの「信用関係」は、商品交換と結びついた「債権=債務関係」を意味しているわけではないということである。そのため、その概念規定にあたって一旦「両者の区別」が問われるのである。

このことからわかるように、「不換銀行券」は、いかなる意味でも売り手(相対的価値形態)と買い手(等価形態)との間の「債権=債務関係」の形成を可能にする因子ではない。等価形態側の買い手はすでに、相対的価値形態側の売り手との商品交換にあたって、自分の「不換銀行券」を等価物として譲渡するのであり、

22) 貨幣の貨幣性ないし一般的な受領性については、岡部[1996]:245-246頁及び大黒[2000]:24頁を参照されたい。他方で、山口[2000]は、貨幣の貨幣性・一般的な受領性に関する岡部の解説に対して、「ここには、この因果の関係が、どうして『誰もが欲するモノであるがゆえに、誰もが受け取りを拒否しない』というように逆にはならないのか、の説明がない。[……]要するにこの議論は、因果論的な体裁は取っているが、実は、現実を前提し、それを記述しているだけであって、現実を理論的に、つまり因果論的に再構成しようとする議論ではない」(297頁)と指摘している。これに対して、岡部[2001]は、「『誰もが欲する』がゆえに『誰もが受け取りを拒否しない』というのでは同語反復であって、むしろ、問題は、自らの欲求を満たさないものを新たに欲するという意識をどのように導き出すのかということにあるのではないだろうか」(23頁)と述べている。要するに、両者は、直接的消費対象への需要と一般的な流通手段への需要とが相互に結びついているか、あるいは断絶しているかによって見解が分かれているといつてよい。本稿では、両方の需要は相容れないものであるがゆえに、価値形態論における第1/2形態と第3/4形態との間には断絶が存在するとみているが、そうした断絶が生じる根因は、すでに述べたように、商品世界の社会的慣習にあると考えている。

したがって当然に、一定期間後に現物貨幣を譲渡するという債務証券を発行すべき事態は生じない²³⁾。

それにもかかわらず、「不換銀行券」を「信用貨幣」として位置づけようとする議論の多くが、山口が指摘するように、その根拠を「発行＝創出」のメカニズムそのものに求めているのは確かである。だが、それだけではやはり十分とは言えない。問題は要するに、「不換銀行券」の「発行＝創出」のメカニズムを原理的にどう捉えたらよいかということである。

「原理論では、国家権力という経済主体を想定することはできないのであるが、この制度は商品経済的な合理性とあまり齟齬をきたさないようにもみえる。貨幣としての金について、市場でいちいち純度を確認したり、秤量したりするのは、市場の当事者にとって煩雑であり、コストがかかる。それを権威のある、したがって比較的信頼度の高い国家が行うことによって様々な混乱を避けることができるであろうし、貨幣取扱費用の節約も可能になるであろう。市場の側から鑄貨制度への要請もこのような契機から考えられることである。」(竹内 [1997]: 227 頁)

「国家権力」といった「制度」が「市場の側」からして「商品経済的な合理性とあまり齟齬をきたさない」というのは、「鑄貨制度」だけに限らず、「現代の不換中央銀行券」をみても一目瞭然である。ただし、竹内自身も指摘しているように、「市場の側」からの「要請」といったある種のシグナルによって「制度」としての「国家権力」がそこに介在しうる余地が生じるのであって、その逆ではない。ゆえに、「制度」を「原理論」次元で捉える際には「市場の側」からはじめなければならないということにな

る。そしてこのことは、「貨幣」が「市場」—商品経済の埒内—と「制度」—商品経済の埒外—との関係の産物であることを示唆する。

「通常、貨幣『制度』は、法的な制度として存在する。現実の商品経済において法貨が貨幣として通用する根拠は、商品経済の論理に抵触しない限りにおいて、政治的・文化的な領域など商品経済の外部で形成された合意を受け入れなければ機能しえないという、商品経済の特質に由来するように思われる。商品経済は、一方で自律性を確保しうる論理を内包する社会でありながら、他方で、その論理を外部のもので補完せざるをえない構造をもつ社会であり、貨幣『制度』は、それを端的に示す事例と考えられるのではないだろうか。」(岡部 [1996]: 251 頁)

これによれば、「貨幣」が「貨幣」として実在するためには、「商品経済の外部で形成された合意」が必要とされる。「制度」としての「貨幣」のこのような一面、つまり「貨幣」は単なるモノではなく「商品経済の外部で形成された合意」の産物という側面は、金属貨幣などといった現物貨幣の鑄造過程だけでなく、不換銀行券の発行・創出メカニズムにおいても容易に見てとれる。いずれも制度的補完によってはじめて鑄造されるし、また発行されるのである。

確かに、不換銀行券は、中央銀行の発行・創出のメカニズムによって流通するのであるが、だからといって、それが直ちに不換銀行券を信用貨幣として位置づけうる根拠になるとは限らない。そこでの信用は、「商品経済」の枠内において成立した信用関係(債権債務関係)と無関係に、「商品経済」の「外部のもので補完」した「制度」としての法律的擬制を意味するからである。貨幣は市場と制度の産物であるといわれるが、そこでは前者の側面—価値関係の形成因子としての側面—はやはり見当たらない。

われわれは原理論において、「商品経済の外部」を直接想定するわけにはいかないがゆえ

23) 「不換銀行券の弁済を、弁済を求められている当の不換銀行券で行うというのは循環論であり、これをもって弁済ということはおそらくできない。」(泉 [2011]: 133 頁)

に、いかなる「制度」が貨幣流通に関与するの
かを知るすべはないし、さしあたりそれは問題
ではない。したがって、「商品経済」または
「貨幣」にたいする制度的介入は一旦括弧に入
れざるをえない²⁴⁾。

貨幣制度を支える法律的擬制が金属貨幣（鑄
貨制度）だけでなく、不換銀行券（通貨制度）
にも等しく働くことを受け止めるならば、特に
不換銀行券を、金属貨幣と同様な現物貨幣の個
別態として位置づけることには何ら問題は生じ
ない。実際に、岡部自身も述べているように、
「現実には、貴金属との交換が保証されなくとも
貨幣は通用している。これらの事態は、商品経
済が、貨幣が貴金属などの有体物でなければなら
ないことを要しないことを示している」（250
頁）といえる。

もちろん、ここでは、「現実」がそうだから
「貴金属との交換が保証されなくとも貨幣」に
なりうるということを行っているのではない。
そうではなく、不換銀行券の素材的無価値さそ
れ自体は、不換銀行券が、金属貨幣と同格な現
物貨幣の個別態として位置づけられることを妨
げないということである。なぜなら、貨幣表象
の無根拠性に示されるように、貨幣商品の直接

的で即物的な諸属性は、価値表現または価値実
現にあたって意味をなさないからである。

一般に、不換銀行券を信用貨幣の個別態とし
て位置づける議論の多くは、不換銀行券自体は
金属貨幣のように一単位当たりの価値を有する
ものではないがゆえに、信用貨幣（あるいは国
家紙幣）ではあっても決して現物貨幣とはいえ
ない、というふうに考えている。すなわち、金
は、貨幣商品でなくても貴金属、つまり一種の
商品としての価値をもつことができるが、銀行
券は、貨幣商品でなければ、単なる紙切れにす
ぎず、誰もそれを私的欲望の対象としないとい
うことである。

だが、こうした見方は、いってみれば、商品
と同様に貨幣を、あたかも一単位当たりの価値
を有しているものであるかのように取り扱う誤
謬—これは通俗的な意味での商品貨幣説の貨幣
観をそのまま踏襲している—を犯している²⁵⁾。
山口 [2000] は、そのような即物的貨幣観につ
いて次のように述べている。

「不換銀行券の実質的有用性は、いわば制度によって支
えられている有用性であるという点で、奢侈品として

24) 不換銀行券の概念規定をめぐる論争にあたって、
いわば不換銀行券＝信用貨幣説に代表される岡
橋 [1969] の立論は、不換銀行券が銀行の信用
創造メカニズムによって発行される点に着目し
ており、他方で、不換銀行券＝国家紙幣説に代
表される麓 [1967] の立論は、不換銀行券の債
務性が事実上喪失されている点に着目している。
前者は信用創造に、後者は支払約束に焦点を合
わせている点で、両説は不換銀行券における信
用概念の取り扱い方を異にしていることがわか
る。ただし、原理論—なかならず商品論—では、
国家や中央銀行などの外的因子はさしあたり排
除される一か、または抽象度を極めて高める形
で扱う一なのであって、われわれとしてはそうした
法律的擬制に基づいた通貨発行のメカニズム
を、不換銀行券それ自身の存立を根拠づける因
子として取り入れることは難しいといわざるを
えない。

25) 実際に、岩井 [1999] は次のように述べている。
「まず、貨幣商品説が正しくないことはすぐわか
る。1万円札は1万円の価値がある貨幣である。
しかし、印刷は非常に精巧だがただの紙きれに
すぎない紙幣そのものを欲望の対象にする人は
いない（つまり、商品としての価値はない）」（8
頁、岩井 [1998] :87-97 頁）。すなわち、ここ
での要点は、「1万円札」の自然的属性の一単位当
たりの「価値」はほとんどないのに、「1万円の
価値がある貨幣」として通用されている。した
がって、「貨幣商品説」は「正しくない」のだと
いうことである。しかし、そこでは、何故「貨
幣」が、実質的使用価値の定在としての「商品」
と対極的な立場で、形式的使用価値の定在とし
て現われてくるのかについての考察は見当たら
ない。そこでは、「商品」は単に、実質的使用
価値を持つもの—いわば私的欲望の対象—である
がゆえに、「貨幣」もまた、実質的使用価値の定
在でなければならないというのが「貨幣商品説」
であるかのように扱われているにすぎない。

の金の実質的有用性とは異質のものでもあるが、奢侈品としての有用性もいわば慣習によるものである面もある。というよりも、欲望は歴史的、社会的産物である。」(196頁) / 「紙幣や鑄貨についてはもちろん、貨幣としての金についても、貨幣の価値は実は素材に内在しているわけではない。その意味では、貨幣商品説が想定している貨幣も、その価値は素材という実体をもっているわけではない。素材とは使用価値のことであるとすれば、使用価値=有用性も必ずしもあるものの内属性ではなく、一種の関係性であるから、時代によって変化するものである。」(山口 [2006] : 28頁)

すでに述べたように、商品は、貨幣形式からしてそこ(相対的価値形態)に置かれてしまったものにすぎない。一単位当たりの「価値」をどれくらい有しているかを問われる側が商品であり、問うている、あるいは問うことができる側が貨幣なのである。ゆえに、「原理論においては、実は貨幣の素材を特定する必要はないのである。貨幣素材の使用価値はいろいろな点で交換手段としての機能に適したものとしておくだけでよい。原理論ではとりあえず便宜的に金地金をとって貨幣の性質と機能を説明しているわけであるが、純粋理論の問題としては、実はその素材そのものは何でもよいのである。地金でも、鑄貨でも、紙片化した情報でもよい。さらには有体物でない当座預金でも電子情報でもよい。あるいはそれらを組み合わせた複数の素材でもよい。市場経済の発展段階と展開地域によって、それぞれの特異な事情に応じた利便性の大きい素材が商品世界の共同作業として選び出されて通用するとしておけばよい」(33頁)ということになる。

「貨幣素材の使用価値」に対する「原理論」の答えは、それは「一種の関係性」からなるものということになる。それゆえ、「貨幣の素材を特定する必要はない」し、その一単位当たりの「素材の使用価値」もまた意味をなさない。「不換銀行券」そのものは、財としての「使用価値=有用性」をほとんど持っていないが、価

値関係の対極性を客観化し一般化する商品世界の社会的規定力を働かせることで、価値表現の一般的材料または商品交換の一般的媒介項としての役割を果たすというような商品論的観点(貨幣形式の観点)からすれば、金属貨幣と同様な現物貨幣として位置づけられるべきである。

さらにまた、それは、相対的価値形態に置かれる商品の価値を実現させることが可能であり、多少騰落が生じるとしても比較的長期間にわたってその価値を安定的に保蔵することができる²⁶⁾。この限りにおいては、「貨幣商品」の「素材そのものは何でもよい」というところの「素材」は原理的に、「交換手段としての機能に適したもの」、もしくは比較的長期間にわたって商品の価値を安定的に保蔵するにあたって「適したもの」であれば「何でもよい」ということになる。したがって、「不換銀行券」はまさに、商品経済における貨幣固有の機能や役割を担う現物貨幣の個別態として、原理論体系的なかに矛盾なく組み込まれるのである。もちろん、

「不換中央銀行券は金とは縁が切れている貨幣であり、金属貨幣でないことは確かである。その限りで名目貨

26) 奥山 [2013] によれば、「不換紙幣は、商品の所有者の価格づけによって購買力を付与され、価値を与えられるが、その価値は、貨幣価値の変動が収斂するような均衡的な価値を持っていないのである。物価は限りなく上がることもあるが、限りなく下がることもある。不換紙幣それ自身には、物価を安定させる機能はないことになる」(32頁)。「したがって、貨幣の価値という点では、不換紙幣はその性格からして、安定性、保存性の問題を抱えている」(33頁)。ただし、ここでいう「貨幣価値」の「安定性、保存性」の高低自体は、あくまでも貨幣流通上の「問題」であって、価値表現上の「問題」ではない。したがって、たとい「不換紙幣」が貨幣流通上の「問題を抱えている」としても、それを金属貨幣と同格の現物貨幣として位置づけるにあたって何ら支障はないように思われる。

幣であるといってもよいであろう。しかし、では商品とも縁がきれている貨幣なのかということ、次の二点でそうではない。まず、名目貨幣でも、それ自体商品である。この貨幣について商品の二要因を考えてみるならば、使用価値はその貨幣としての諸機能である。この使用価値のゆえに被受領性が大きい。価値はもちろん貨幣以外の諸商品に対するその購買力である。諸商品の価値は貨幣の量、すなわち価格で示されるが、貨幣にはもちろん価格がない。しかし、価値が、したがって価値量がないわけではない。この価値の大きさをあえて外的なもので示そうとするならば、物価表を逆に読むしかない。これらの点で、貨幣は商品であるといっても、もちろん特殊な商品である。／不換銀行券が商品と縁が切れていないもう一つの点は、このこととも関連するが、貨幣は諸商品との関連の中で始めて貨幣でありうるということに由来する。貨幣の価値は諸商品の量と貨幣の量との関係（比率）としてしかない。しかもこの貨幣価値は、市場経済にとっては安定的でなければならない。」（山口 [2000] : 193 頁）

「貨幣は諸商品との関連の中で始めて貨幣でありうるということに由来する」と山口はいうが、その逆もまた同様である。貨幣商品であれ一般商品であれ、貨幣形式の産物である以上、「金属貨幣」とか「名目貨幣」とかといった区別は、貨幣商品の内なる原理に関する議論というより、現物貨幣の個別的様態として位置づけられる金属貨幣または不換銀行券の個別的特質に関する議論にすぎない。貨幣商品の貨幣性にあたって問うべきは、山口が正しく指摘しているように、「金」と「縁が切れている」かどうかではなく、「商品」と「縁が切れている」かどうかである。「不換中央銀行券」は、「貨幣以外の諸商品〔＝一般商品：引用者〕に対するその購買力」、つまり「価値」をもって、「諸商品の価値」を「価格」として表示させる。これが「物価表」である。

このことから、不換銀行券を金属貨幣とともに現物貨幣の個別態として位置づけるのは、商品論の論理に背馳しないということがわかる。

これに対して、不換銀行券を兌換銀行券と同様な信用貨幣として捉える見方は、多かれ少なかれ貨幣商品についての通俗的な理解—商品貨幣説の貨幣観＝即物的貨幣観—に与するような意図せざる結果をもたらす。

不換銀行券は一見、貨幣素材においてはもちろんのこと、その発行・創出のメカニズムの特性上、国家の制度的介入が行われている点、さらにまた、中央銀行の債務発行＝信用創造をつうじて形づくられている点からすれば、兌換銀行券との相違はないようにみえる。だが、それは単に、現物貨幣または信用貨幣の個別態としての発行／流通方式ではあっても、貨幣商品の存立根拠にはならない。したがって、当該貨幣商品の固有の発行／流通方式そのものが、あたかも価値関係の形成因子として働く貨幣商品の存立根拠であるかのように扱うのは妥当ではないように思われる。

もっとも、不換銀行券は、中央銀行が国家に対する債権をバックにして発行されるものであり、それゆえ、当該国家に対する国際的な信頼度がその価値と連動している。不換銀行券が信用貨幣（または国家紙幣）としてみなされがちなのは、当該国家および中央銀行の信用を貨幣発行の不可欠な根拠としているからである²⁷⁾。しかし、不換銀行券は、信用貨幣の個別態である兌換銀行券とは似て非なるものであり、いつてみれば、独占的な購買力を発揮する現物貨幣として、その獲得自体が商品経済においては至上の目的かつ唯一の理由である。

金属貨幣は、鉱物資源の埋蔵量および生産量などをめぐる自然環境的諸条件によって限界づけられているというのが、現物貨幣の個別態としての特質をなす。同様に、不換銀行券にあたっては、当該国家および中央銀行などをめぐる制度的諸条件が現物貨幣の個別態としてのそれ自身の特質をなす。これらはいずれも、当該

27) 奥山 [2013] :126-128 頁, Lapavistas [2006] :70-73 頁。

現物貨幣の価値変動を左右するものではあるが、原理的にはその発行／流通に関わるテクニカルな問題—貨幣機能論の問題—にすぎず、それら自体が貨幣商品としての自己根拠をなすとは限らない。

以上、本稿の考察から、貨幣商品の存立根拠は、商品経済それ自身とは異なる原理によって営まれる領域から突然与えられるのではなく、貨幣表象、貨幣概念および貨幣形式からなる商品経済のメタ原理によって形づくられる、ということが明確になろう。

おわりに

最後に、以上の内容をまとめつつ、商品流通（市場）における信用売買（信用価格）の存立根拠について述べることで、本稿を締めくくることにしたい。

本稿では、商品論の枠内において信用貨幣の生成原理を抽象し、次のような結論を導き出した。信用貨幣は、相対的価値形態側の価値表現の形態にあたって現物貨幣とともに一つの潜在的可能態として併存するが、ただしその際、それは、貨幣商品の分岐構造から生じる貨幣表象を身体化しているものでなければならない。現物貨幣と信用貨幣は、いずれも貨幣形式によって根拠づけられる価値関係の形成因子である点で、先後関係ではなく並列関係にあるということが出来る。

これは一見、並列説における金属貨幣と信用貨幣の位置づけと類似しているように見える。そこでは両者は、貨幣商品の下位範疇として位置づけられているからである。だが、そこで信用貨幣の萌芽と目された茶債務は、商品形態の直接的消費対象性に基づいて発行されており、それ自体として貨幣表象を身体化しているものとは言い難い。したがって、そこから価値関係の対極性を客観化し一般化する商品世界の社会的規定力—貨幣商品の分岐構造を創り出す要因—を基礎づけることはできない。

さらにまた、並列説においては、兌換銀行券とともに不換銀行券が信用貨幣の個別態として位置づけられている。そこでは、不換銀行券の位置づけに関する他の議論と同様に、その根拠を信用貨幣の発行・創出メカニズムに求めているが、そこでいう信用とは、結局突き詰めれば、発行機関の権威や社会的影響力にたいする信頼ないし信認を意味するのであって、商品交換に密着した概念としての信用を意味しているとは言い難い。

そうした意味での信用を、不換銀行券を信用貨幣として位置づける際の根拠とするならば、信用貨幣そのものはもはや、価値関係の形成因子ではなくなり、したがってまた、その機能分析—貨幣論および信用論—における理論的土台を提供することもできなくなる。これは結果的に、商品流通（市場）における信用売買（信用価格）の存立根拠を損なうことにもなりかねない。

従来の原理論体系では、信用貨幣は、貨幣形態の成立による貨幣商品の出現を前提として発行されるものとされている。そこではさしあたり、現物貨幣（金属貨幣）を商品交換の媒介手段とする現金売買が先になり、買い手（借り手）の信用（債務）をもって行う信用売買は、現金売買の補助的かつ変則的な展開として扱われる。その結果として、貨幣論においてはいわば買うために売る（ $W-G \cdot G-W'$ ）展開を商品流通の初発形態とする原市場像が形づくられることになる。このようにして、商品論の貨幣像は、貨幣論の市場像と表裏の関係にあることがわかる。

しかし他方で、そうした市場像は、商品流通における信用売買の存在意義を捉え損なうことになりかねない。というのは、それは、信用貨幣が商品論において現物貨幣とともにひとまず価値関係の形成因子として生成されることを看過するものに他ならないからである。商品流通—ないしその場としての市場—にとって肝心なのは、貨幣商品の個別的様態ではなく、個別商

品そのものの価値実現である。貨幣商品を商品交換の単なる便宜的な道具ではなく、価値関係の形成因子（商品論）または商品価値の実現因子（貨幣論）として捉えるならば、信用売買は、現物貨幣と信用貨幣との間の並列関係が示唆するように、現金売買とともに商品流通の初発形態（原市場像）における不可欠な条件をなしていると考えざるをえない。

商品論におけるこのような現物貨幣と信用貨幣の並列関係は、単純な商品流通に参入する商品 W 所有者にとってはじめから二つの選択肢が与えられていることを示唆する。それゆえ、販売 W-G を展開する商品 W 所有者は、現金売りとともに併存する信用売りという選択肢を念頭に置きながら販売 W-G を進めるものとして再規定されなければならない。これは確かに、流通手段論、蓄蔵貨幣論、そして支払手段論に繋がる従来の貨幣論の論理体系と明らかに矛盾する。

しかし、そうした従来の理論体系は、すでに論じたように、交換性の定在を一般的等価物として規定する商品論の貨幣観、また、買うために売る（W-G・G-W'）交換方式—現金売りと現金買い—を商品流通の初発形態とする貨幣論の市場観に基づいて編み出されたものといえる。そのため、貨幣商品の機能分析にあたって信用貨幣—交換性と保蔵性の定在として機能する貨幣商品の下位範疇—がいくつかの機能を前提としてはじめて分岐するとされてきたのである。

こうした観点を踏まえて、次のような問題を考えてみよう。すなわち、商品流通（市場）からみた信用売買（信用価格）の存立根拠はどこにあるのであろうか。小幡 [2013] : 89 頁によれば、それは、「価格分散に対する抑制効果」として作用することにある。というのは、「もしこの抑制効果がまったく作用しなければ、その商品に内在する価値を実現しようとし、意図せざる結果として維持される商品在庫は消失し、バッファを内蔵した市場構造は瓦解する可

能性がある」からである。

確かに、販売 W-G 自体が貨幣の獲得を前提として行われる以上、商品 W 所有者としては相対的に低い現金価格で滞貨を一掃せざるをえないことが起こりうるが、その際に、相対的に高い信用価格の存在は、引き下げ圧力によって分散する現金価格に対する、いわば価格下落の抑止力として働くことになると考えられる。

しかしながら同時に、次のような論点を想起する必要がある。すなわち、市場に参入する商品 W 所有者は、はじめから購買 G-W' を念頭に置いているものとは必ずしも断定できないということである。というのは、商品 W 所有者は、商品 W' を購買するためだけでなく、自商品 W を、一旦貨幣商品 G に取り替えることで、比較的長期間にわたってその価値を安定的に保蔵するために販売 W-G を行うこともありうるからである。

その限りで、単純な商品流通における商品 W 所有者を、最初から購買 G-W' だけを目的にして販売 W-G を進めるものとして措定することはできない。われわれが貨幣商品 G を求める商品 W 所有者の販売行為から読み取れるのは、商品 W 所有者が貨幣商品 G の獲得を目的として市場に参入しているということだけであって、その行為自体が、一般的な価値保蔵手段—“富 G”—に対する需要によるものなのか、もしくは一般的な流通手段—“商品 G”—に対する需要によるものなのかを特定することはできないといわざるをえない。

仮に商品 W 所有者が価値の安定的な保蔵を目的に、自商品 W を貨幣商品 G に取り替えておこうとするならば、貨幣商品 G 自体は、さしあたり商品価値の保蔵手段として対象化される。この場合において、商品 W 所有者が、相対的に低い現金価格より、利子が資金の価格として含まれている相対的に高い信用価格を得るために信用売りに乗り出すような可能性を排除することはできない。

さらにまた、販売 W-G をつうじて受け取っ

た貨幣商品 G を将来の流通手段として支出してもよいが、獲得後直ちに購買 $G-W$ を展開しない限り、貨幣商品 G を現物で所持し続けるのはむしろデメリットになりうる。それゆえ、商品 W 所有者は、相対的に高い信用価格で自商品 W の価値を実現させると同時に、当初の目的をも達成できる信用売りを選好することもありうると推察できる。

このことから、単純な商品流通の販売過程 $W-G$ にあたって、商品 W 所有者が現金売りだけを追求しているとも、また需要品 W' の獲得を目指しているとも断定できないということがわかる。信用売買というもう一つの選択肢は、商品 W 所有者にとって販売 $W-G$ を促進させうる可能性を与えると同時に、利子の獲得をも可能にする商品経済的契機に他ならないからである。また、買い手にとっても、購買 $G-W$ のために必要な貨幣商品 G を現物で貯め込む一連の過程を先送りすることで、現時点では買えない需要品 W' をいち早く入手できるようにする。そのため、特に高価の商品—いわば耐久消費財—を買い入れるにあたって信用売買の選好傾向が著しく見られるのである。

要するに、商品交換の一形式としての信用売買は、現金売買と同様に販売期間の不確実性を根本的に消去するわけにはいかないとしても、商品流通の回転速度を早めることで、市場全体における商品価格の激しい騰落を抑制し、市場の構造的安定性を一層高める役割を果たす。そこで、商品価格は、現金価格と信用価格との間の緊張関係によって影響されるのであり、市場は、そのような価格形成のメカニズムを内在化した擬制的機構として営まれる。

市場は、いってみれば、現金売買と相異なる方式の商品交換を併存させることで、それ自身の構造的安定性を量的かつ質的に高度化する。市場が商品流通の回転速度（回転期間）を促進（短縮）するよう慫慂するのは、それが自己存続とも直結する問題だからである。

商品交換は、当該一般商品／貨幣商品の所有

主体（私的所有権）を変更（移転）する一連の過程であるが、その際に、売り手が買い手からいかなる貨幣商品—現物貨幣または信用貨幣—を受け取ったかについて、市場は一切関心を持たない。肝心なのは、私的所有権者同士の権利義務関係の成立による所有主体（私的所有権）の変更（移転）そのものであって、それがいかなる方式をとっているかといったテクニカルな問題は、二義的かつ副次的なものにすぎないのである。

参考文献

- 青木孝平 [2016] 『「他者」の倫理学—レヴィナス、親鸞、そして宇野弘蔵を読む』 社会評論社。
- 石橋貞男 [2016] 『現代の貨幣』 白桃書房。
- 泉正樹 [2011] 「不換銀行券と商品価値の表現様式 (1) —現代の不換銀行券の原理的把握に向けて」 東北学院大学学術研究会『東北学院大学経済学論集』 第 176 号。
- 泉正樹 [2012] 「不換銀行券と商品価値の表現様式 (2) —小幡道昭の貨幣・信用論に学ぶ」 東北学院大学学術研究会『東北学院大学経済学論集』 第 178 号。
- 今村仁司 [1982] 『暴力のオントロジー』 勁草書房。
- 今村仁司 [1994] 『貨幣とは何だろうか』 筑摩書房。
- 岩井克人 [1998] 『貨幣論』 筑摩書房。
- 岩井克人 [1999] 「電子マネーの貨幣論」 西垣通・NTT データシステム科学研究所編『電子貨幣論』 NTT 出版。
- 宇野弘蔵 [1964 / 2016] 『経済原論』 岩波書店。
- 宇野弘蔵 [1973] 「経済原論 I」 『宇野弘蔵著作集 (1)』 岩波書店。
- 江原慶 [2018] 「価値形態論における計算貨幣」 経済理論学会編『季刊 経済理論』 第 54 巻第 4 号。
- 岡橋保 [1969] 『信用貨幣の研究』 春秋社。
- 岡部洋實 [1996] 「貨幣『制度』生成の論理」 河村哲二編『制度と組織の経済学』 日本評論社。
- 岡部洋實 [2001] 「貨幣生成論への視座 (2) —山口重克氏の批判に答える」 北海道大学『経済学研究』 第 50 巻第 4 号。
- 奥山忠信 [2013] 『貨幣理論の現代的課題—国際通貨の

- 現状と展望』社会評論社。
- 奥山忠信 [2016] 「価値論の正統性」 経済理論学会編『季刊 経済理論』第 53 卷第 2 号。
- 奥山忠信 [2017] 「物神性論の形成」 『埼玉学園大学紀要』第 17 号。
- 小幡道昭 [2013] 『価値論批判』 弘文堂。
- 柄谷行人 [2010 / 2015] 『世界史の構造』 岩波書店。
- 栗本慎一郎 [1979 / 2013] 『経済人類学』 講談社。
- 菅原陽心 [2012] 『経済原論』 御茶の水書房。
- 竹内晴夫 [1997] 『信用と貨幣－貨幣存立の根拠を問う』 御茶の水書房。
- 竹内晴夫 [2004] 「電子マネー考－日本における電子マネー実験」 SGCIME 編『金融システムの変容と危機』（マルクス経済学の現代的課題：第 I 集グローバル資本主義・第 5 卷）御茶の水書房。
- 竹内晴夫 [2019] 「仮想通貨は貨幣として流通するか－信用論の観点から」 信用理論研究学会 2019 年度春季大会報告資料。
- 大黒弘慈 [2000] 『貨幣と信用－純粋資本主義批判』 東京大学出版会。
- 大黒弘慈 [2016] 『マルクスと賃金づくりたち』 岩波書店。
- 永谷清 [2006] 「マルクス価値形態論のさらなる発展」 法政大学『経済志林』第 74 卷第 1・2 号。
- 西部忠 [2000] 「〈地域〉通貨 LETS 貨幣・信用を超えるメディア」 柄谷行人編『可能なるコミュニズム』太田出版。
- 麓健一 [1967] 『不換銀行券論』 青木書店。
- 海大汎 [2019] 「商業信用の形態と利子－貨幣貸借の理論領域」 北海道大学『経済学研究』第 69 卷第 1 号。
- 海大汎 [2020] 「商品交換の駆動原理－私的所有と価値関係」 北海道大学『経済学研究』第 69 卷第 2 号。
- 山口重克 [1985] 『経済原論講義』 東京大学出版会。
- 山口重克 [2000] 『金融機構の理論の諸問題』 御茶の水書房。
- 山口重克 [2006] 「電子マネーの貨幣論的考察」 木立真直・辰馬信男編『流通の理論・歴史・現状分析』 中央大学出版部。
- 山口重克 [2008] 『現実経済論の諸問題』 御茶の水書房。
- 横山章祐 [2006] 「価値形態論と商品貨幣説」 経済理論学会編『季刊 経済理論』第 43 卷第 2 号。
- 吉沢文男 [1957] 「貨幣・商品に対する仏教的観照－仏教的経済観覚え書」 駒澤大学『駒澤大学研究紀要』第 15 号。
- 吉田暁 [2002] 『決済システムと銀行・中央銀行』 日本経済評論社。
- Aglietta, Michel・Orléan, André [1982・1984], *La violence de la monnaie*, Paris: Presses Universitaires de France (井上泰夫・斉藤日出治訳『貨幣の暴力－金融危機のレギュレーション・アプローチ』法政大学出版局, 1991 年)。
- Harvey, David [2014], *Seventeen Contradictions and the End of Capitalism*, London: Profile Books (大屋定晴・中村好孝・新井田智幸・色摩泰匡訳『資本主義の終焉－資本の 17 の矛盾とグローバル経済の未来』作品社, 2017 年)。
- Lapavistas, Costas [2006], 泉正樹・吉村信之訳「権力と信頼-貨幣と信用の構成要素として」 SGCIME 編『現代マルクス経済学のフロンティア』（マルクス経済学の現代的課題：第 II 集現代資本主義の変容と経済学・第 3 卷）御茶の水書房。
- Marx, Karl [1890], *Das Kapital*, Erster Band, *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 23, Institut für Marxismus – Leninismus beim ZK der SED. Dietz Verlag, Berlin, 1962 (岡崎次郎訳『資本論（マルクス＝エンゲルス全集版第 1 卷第 1 分冊）』大月書店, 1972 年)。